

平成21年9月第5回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成21年9月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田秀雄
2番 林修三
3番 山口孝弘
4番 小高良則
5番 湯浅祐徳
6番 川上雄次
7番 中田眞司
8番 古場正春
9番 林政男
10番 新宅雅子
11番 横田義和
12番 鯨井眞佐子
13番 北村新司
14番 古川宏史
15番 山本義一
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 加藤弘
22番 山本邦男

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

| | | |
|----|---|-----------|
| 市 | 長 | 長谷川 健一 |
| 副市 | 長 | 高橋 一夫 |
| 教 | 育 | 長 齊藤 勝 |
| 総 | 務 | 部 長 浅羽 芳明 |
| 市 | 民 | 部 長 小倉 裕 |

| | |
|-------------|---------|
| 経 済 環 境 部 長 | 森 井 辰 夫 |
| 建 設 部 長 | 並 木 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 越 川 みね子 |
| 教育委員会教育次長 | 尾 高 幸 子 |
| 農業委員会事務局長 | 藤 崎 康 雄 |
| 監査委員事務局長 | 江 澤 弘 次 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 長谷川 淳 一 |
| 財 政 課 長 | 加 藤 多久美 |
| 水 道 課 長 | 醍 醐 文 一 |
| 国 保 年 金 課 長 | 石 毛 勝 |
| 介 護 保 険 課 長 | 醍 醐 真 人 |
| 下 水 道 課 長 | 吉 田 一 郎 |
| 学校給食センター所長 | 石 井 勲 |
| 総 務 課 長 | 長谷川 淳 一 |
| 厚 生 課 長 | 藏 村 隆 雄 |
| 農 政 課 長 | 加 瀬 芳 之 |
| 道 路 河 川 課 長 | 勝 股 利 夫 |
| 庶 務 課 長 | 河 野 政 弘 |

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 今 井 誠 治 |
| 主 査 | 鯨 岡 修 子 |
| 主 査 | 小 川 正 一 |
| 主 査 補 | 吉 田 美 恵 子 |
| 主 任 主 事 | 栗 原 孝 治 |

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成21年9月9日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○副議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は21名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

山本邦男議長より、体調不良のため、遅刻の届け出がありました。よって、地方自治法第106条の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。

議員の皆様、ご協力をお願い申し上げます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。誠和会の山口孝弘です。

若い人も、年配の方も、八街に住んでよかった、八街に住み続けたいと思える街を目指して、今日も元気いっぱい質問いたしますので、市長並びに執行部の皆様、議員の諸先輩方におかれましては、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

質問事項1. 八街市職員の向上心をさらに伸ばす方策。

要旨（1）職員提案制度及び褒賞の充実について質問いたします。

職員提案制度とは、職員の行政運営への主体的な参画を促し、提案による斬新な企画や事務改善を行うことにより、市民サービスの向上、市の活性化、行政の効率化を図る上でも重要な制度とされております。

また、職員自らが提案したアイデアが形になること、課題発見の視点を常に持つことにより、職員のモチベーションアップ、職場の活性化、職員の潜在能力の開発、再発見、資質の向上につながると言われております。

そこで、質問いたします。

①職員提案制度の現状と課題について。

②向上心をさらに引き出すため、褒賞制度の充実を求めるがいかがが、お伺いいたします。

次に、要旨（2）インターンシップ制度について質問いたします。

インターンシップとは、学生が自治体や企業等において、自らの専攻、将来のキャリアに

関連した実習・研修的な就業体験を行う制度です。文部科学省、経済産業省、厚生労働省などの各省庁がインターンシップを積極的に推進しており、インターンシップに興味を持つ学生、インターンシップを導入する自治体、企業は、年々増加しております。

若年層の離職率の高さが深刻な社会問題となる中で、学生と自治体、企業とのミスマッチを解消していくための制度として期待され、学生にとっては、在学中に就業体験をすることで、仕事や自治体、企業に対する理解を深めることができ、将来自分のやりたいことが明確になるなどの大きなメリットがあります。

自治体にとっても優秀な人材と出会うことだけでなく、自治体イメージを高めるなど、さまざまなメリットがあります。

そこで、八街市においても就業体験の機会を設け、職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を目的として、インターンシップ研修生の受け入れを行ってはいかがか、お伺いいたします。

次に、質問事項2. 福祉力の向上。

要旨(1) 地域包括支援センターのさらなる充実について質問いたします。

平成18年4月から新設された地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種が連携し、高齢者の介護や介護予防、福祉、医療などの総合的な相談を行うことをねらいとしており、昨今、問題となっている高齢者虐待や権利擁護に関する相談窓口をはじめ、要支援者の介護予防プランの作成やケアマネジャーの支援など、地域における身近で、総合的な相談窓口の拠点として機能しております。

また、相談しやすい環境づくりというのは、安心・安全または介護予防にもつながります。そこで、質問いたします。

①地域包括支援センターの現状についてどのように分析し、充実させていくのか。

②地域包括支援センターの時間延長を求めるがいかがか、お伺いいたします。

質問事項3. 新型インフルエンザ。

要旨(1) 新型インフルエンザの対応について質問いたします。

皆さんもご存じのとおり、新型インフルエンザが世界的規模で猛威をふるっております。どのような感染症においても、感染拡大を最小限に食い止めること、正確な情報を正しく伝えるということが、市民の命を守る上でも重要なことです。そして、落ちついた対応が一人ひとりできるように、日々、予防策を身につけるよう周知徹底を図ることが必要です。

八街市においても、幼稚園、保育園、小学校、中学校では25名ほどの感染が確認されております。

そこで質問いたします。

①新型インフルエンザが、正式に「流行」入りと国立感染症研究所から発表されたが、八街市としての対応をお伺いいたします。

質問事項4. 選挙の投票率向上。

要旨(1) 投票率を上げるための方策。

先月行われました衆議院選挙の投票率、八街市においては59.70パーセント、千葉県の中で最下位という残念な結果でありました。

全国各地では、投票率向上のために、さまざまな啓発活動やイベントを行っております。その中でも気になっていいますが、投票済証明書を使った投票率アップ作戦であります。近年では少しずつ有名になってきましたが、商店街やスーパーなど、投票済証明書を持参した人に、コーヒーや餃子一皿サービス、商品の値引きなどを行うことによって投票率アップに貢献しているとのこと。

そこで、質問いたします。

①八街市として、選挙の投票率を上げるため、どのような取り組みを行ったのか。

②投票済証明書の発行は、八街市として行っているのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終了いたします。明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、山口孝弘議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 八街市職員の向上心をさらに伸ばす方策について答弁いたします。

(1) ①ですが、職員提案制度は、市政全般の事務を遂行していく上で、その業務処理について職員自らの問題意識に立った改善意見の提案を奨励し、また、その実現を図ることを目的としております。

最近の提案状況につきましては、平成20年度に4件、平成17年度に41件の提案があり、平成17年度の前後、数年は提案のない状況となっております。平成17年度に41件が寄せられた背景には、平成16年度に1年限りで総務部内に設置した行財政改革推進室において市民サービスの向上と事務事業の見直しという2つのテーマの取り組みに当たり、「職員が自ら考え、できることから速やかに着手していく」という考え方のもと、職員提案制度とは別に、すべての職員に向けて、改革の意見、アイデアを募集する手法をとったことによる継続効果があったものと考えられます。

職員は、自分自身が担当する業務については、日々改善を行い実施しておりますが、自身の担当以外の業務に関しては、直接業務に携わっていないということから、なかなか改善案を出しづらいという意識があるものと考えられます。しかしながら、担当者以外の別の視点だからこそ見えてくるものもあるわけですので、積極的に、また、日常的に改善案を出せるような環境をどのように作っていくかが今後の課題であると考えております。

次に②ですが、職員提案制度での褒賞は、現在のところ採用となった提案の提案者に対して、提案審査会での評点により、市長賞、優秀賞、奨励賞の区分で賞を授与し、賞状を交付しているところでございます。

なお、平成19年度までは、市長賞については、賞状及び賞金または商品。優秀賞及び奨励賞については、賞金または商品を添えて各賞の授与を行うことになっておりました。しかしながら本市の厳しい財政状況の中で、職員が賞金または商品を受け取ることが果たしているかがなものの、また、このような改善の提案は、そもそも本来業務の一部ではないかという

考えから、賞金、商品の交付については廃止し、すべての賞に対して賞状を交付することとしたところでございますので、今のところ褒賞の拡充については考えておりません。

次に（２）①ですが、本市の就業体験、いわゆるインターンシップの実施状況を申し上げますと、毎年、八街高等学校からの依頼があり、数名から１０名程度の生徒をインターンシップ研修生として受け入れているところであります。その就業内容は、主に保育園における保育業務等であり、２日間の就業体験を実施しています。

また、教育委員会では、小学校等の教員を目指す大学生等を対象に、学校での実践研修を体験する機会を提供し、教員としての資質を高めること及び八街市の児童・生徒の学校生活での支援の充実を図ることを目的に、教職インターンシップを実施しております。

市としては、インターンシップの受け入れに当たり、希望する実習が市の業務に適しているか、市が行う業務に支障が出ることはないかなどを検討し、受け入れの可否を決定しておりますが、学生の皆さんの就業意識の向上や、学習意欲の喚起及び市行政に対する理解を深めていただくためにも、今後もインターンシップの依頼があれば、受け入れについて前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．福祉力の向上について答弁いたします。

（１）の①と②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成１８年の介護保険法の改正により設置いたしました地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての役割のほか、高齢者の介護予防への取り組み支援、認知症高齢者等の権利擁護、介護支援専門員の支援等により、高齢になっても住みなれた地域で生活していくことができる体制づくりを目指すとともに、介護保険で要支援と認定された被保険者の介護予防サービス利用の援助を行っています。

本市では、社会福祉法人の協力を得ながら、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各２名、計６名配置し、高齢者の支援に取り組んでいるところでございます。

地域包括支援センターの現状としましては、介護保険で要支援と認定された方の介護予防サービスの利用調整業務が中心となっています。地域包括支援センターの業務は、高齢者の総合的な支援が可能な「地域づくり」であり、今後も市福祉関係部署のみならず、民生委員、介護保険事業所等と連携を図りながら、高齢者が安心して暮らしていけるよう、それぞれの業務に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センターの業務時間は、市役所の各部署と同じく午前８時３０分から午後５時３０分までとしております。

地域に出向いて開催している「認知症サポーター養成講座」や「介護保険の制度説明会」等については、休日・時間外等の開催につきましても、地域住民の要望に応じて開催しておりますが、専門的な人材の確保も必要となることから、現段階では業務時間の延長については難しいものと考えております。

次に、質問事項３．新型インフルエンザの対応について答弁いたします。

（１）①ですが、現在、全国的に新型インフルエンザの患者が増えている中、国では正式

に「流行」に入ったと発表しております。

まず、現在の千葉県における新型インフルエンザへの対応についてでございますが、医療体制は、原則として季節性インフルエンザと同様に一般医療機関において行うことになっております。

また、従来、感染の疑いのある患者に発熱外来の紹介等を行っていた「発熱相談センター」の名称が、「新型インフルエンザ相談窓口」と変わり、相談受付時間も変更になったことなどから、市のホームページを更新し、市からの周知も行っております。

さらに、市民の方に予防を呼びかけるため、新たにポスターを作成し、庁舎内、駅自由通路、スポーツプラザや図書館等の各施設に掲示しております。

また、健康管理課窓口や乳幼児健診時においては、妊婦や乳幼児に対して発熱等の症状がある方は、重症化しないように、早目に医療機関に受診することや予防に関するチラシを配布し、注意を呼びかけております。

ほかにも、手指の消毒用アルコールを、庁舎内出入り口に引き続き配置しており、敬老会などの会場でも設置する予定となっております。

学校等における対応につきましては、本人及び保護者に対して、登校前の健康観察や発熱時の早目の医療機関での受診、手洗いやうがいによる予防についてなどを周知しております。

今後の対応につきましては、第1波の流行のピークが10月頃になる予想もあることから、引き続き市民に対する情報の提供や予防の周知を行うとともに、市職員の感染により、市役所の機能が低下しないよう予防対策に努めてまいります。以上です。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

それでは、質問事項4. 選挙の投票率向上について答弁をいたします。

(1) ①ですが、選挙管理委員会としましては、できるだけ市民の皆さんに選挙への関心を持っていただけるよう、さまざまな啓発活動を行っております。

常時啓発といたしましては、小学生を対象とした選挙用ポスター及び標語の募集、成人式での啓発物資の配布による投票の呼びかけなどを行っております。

一方、選挙時啓発としては、従来から市役所庁舎への懸垂幕設置、駅北口自転車駐車場への横断幕設置、八街市明るい選挙推進協議会の方々による大型スーパー等での啓発、広報車による市内巡回啓発、選挙公報の配布、広報やちまたや防災行政無線を活用した投票の呼びかけを行っております。

なお、新たな取り組みとして、今般の衆議院選挙が八街市の夏まつりの日程と重なったことから、イベント会場並びに駅自由通路においても啓発活動を行いました。

また、仕事等による投票日当日、投票できない方に対しましては、期日前投票の呼びかけを行っており、今後も投票率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に②ですが、本市では選挙人が投票した旨を証する書面として、以前は投票証明書を発行しておりました。しかしながら、公職選挙法において証明書発行の規定が見当たらないこと。また、国において投票した旨を証する書面の交付禁止に向けた法律の整備が進められて

いたこと。さらに、この証明書の発行に対して、千葉県選挙管理委員会の見解が否定的であったということから、昨年度実施いたしました千葉県知事選挙から投票証明書の発行を取りやめたところでございます。以上でございます。

○山口孝弘君

ご答弁ありがとうございました。それでは、自席にて何点か、再質問をさせていただきます。

まず、職員提案制度なんですけど、出ている件数が少ないということで、すべての職員に、この職員提案制度は周知されているのでしょうか。お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

私ども担当の方としましては、この制度につきましては、多くの職員が承知しているというふうに思っておりますけれども、今、質問にありましたように、すべての職員がということになりますと、そこまでの周知が図られているとは、言い切れないというふうには思っております。

○山口孝弘君

すべての職員には、今は言い切れない。そのとおり、できれば、すべての職員に周知していただきたいと思います。お願いいたします。

過去の職員提案制度で、採用されたという案件はどのようなものがあつたのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

職員提案自体が少ないということで、大分前になりますけれども、平成8年に提案をされました庁舎内における秩序ある禁煙についてという提案がございました。これにつきましては、現在の庁舎内全面禁煙の前段となる、庁舎の一定の場所に喫煙所を集約をさせまして、そこに煙を吸い込んで清浄する装置を設置する。いわゆる分煙を実現するというものでございます。

それから、同じく平成8年に提案された、「だれでもコピー」の設置というような提案がございました。これにつきましては、市民サービスを主眼としたものでございまして、現在も市民課の待ち合いスペースにございます、コイン式コピー機として設置というような形になったものでございます。

ちなみに、この2件につきましては、ともに奨励賞を受賞しております。

○山口孝弘君

ありがとうございます。平成20年度は、4件の職員提案がされていると、先ほどお伺いいたしました。賞はもらっていないということは、採用されなかったということだと思っておりますが、この4件の内容というのは、言える範囲でいいんですが、どのようなものがあつたのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、簡単にとということでございますけれども、説明をさせていただきたいと思いま

す。

まず、1点目が審議会等委員の報酬額の引き下げと一部廃止というもの。それから、2つ目、これは職員の懲戒処分に関する基準の一部改正。それから、3つ目が市民参加条例の制定。それから、4つ目が介護予防事業の体系化と包括的、継続的なサービス提供の仕組みの構築に関する提案。この4件がございました。

○山口孝弘君

やはり、職員提案制度に出される案件というのは、内容がやはり濃いのではないかなと、今の聞いた、内容がすべてわかっているわけではないので、はっきりとは言えませんが、とても今聞いただけで、いい提案だなと正直、私は感じたわけなんです。八街市に住んでいる皆さんというのは、この職員が何を考えて、何を問題視しているのか、正直わからない現状があるんですね。さまざまな問題を共有して、役所と八街に住んでいる皆さんの距離といいますか、改善しようという意思を理解していただく上でも、職員提案制度の実績、あと毎年、ホームページ上に載せて公表して、また、採用されたものに関しては内容の詳細を紹介してみたいかでしょうか。お伺いたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今のお話は、市民への情報提供、あるいは課題の共通理解も含めての公表という提言であるというふうに捉えますが、先ほど来、指摘あるいは答弁していますように、提案がない、あるいは非常に少ないというような状況でございます。これは、私どもの努力不足ということもございますけれども、こういった現状を踏まえたと、まだ、公表するというような段階、考えには至らないというようなところが現状でございます。

そういう背景がございますので、まずは職員への周知ということ、ここら辺から、また、それから制度の積極的活用、この辺を第一として、市民への公表につきましては、そのような制度が充実されてからといいますか、そういったことに合わせまして公表すべき内容も含めて、次のステップということで検討させていただければというふうに思います。

○山口孝弘君

市長にお伺いたします。八街市職員提案制度に関する規程の中の11条なんです。その文面に市長は特別な事項を指定して、期間を定めて、その改善案を募集することができる定められております。市長自らがテーマなどを設けて、募集することができる内容になっておりますので、できれば、毎年テーマなどを設けていただいて、この職員提案を出しやすい環境を作っていただけないでしょうか。お伺いたします。

○市長（長谷川健一君）

職員提案については、私も部課長会議をやるたびに、職員が窓口でやりやすいような、そういう要綱でも、条例でも、みんなで知恵を出して作っていただきたいというふうにもお願いをしているし、今までも、先ほど言った懲罰委員会とか、そういうような委員会の中で、その要綱を作る場合にも、職員は非常にはっきり、一例を挙げますと酒を飲んで運転したら、もう懲戒免職だというような、懲戒処分要綱を今作っておりますけれども、これについても、

非常に限度が、このくらいは警告だとか、いろんなこんなふうになっていて、なかなかはっきりしたことができない。そういう中で、これについても私が前から、もう酒を飲んで運転したら、これは懲戒免職だと、そういうふうにした方がいいと。そうすることによって、懲罰委員会も審査について楽に審査できると。それと同時に法的に運転するときは酒はもう飲んじゃいけないわけですから。それとか、公務員でありますから事故を起こして、やむを得ない事故もありますけれども、事故を起こしたら、これはやはり昇給は停止だというような、そういうやはり要綱も作った方がいいと。作ってありませんけれども、今はそのようなことを加味して、いろいろやっていますけれども。ですから、これは私が言うよりも、職員自らが自分たちがやりいいようなふうにするのが一番いいわけで、ですから、私が言って作った条例もごさいます。これは、残土条例なんかは、今まで窓口がいろんなのが来て、そこへ警察官がいないと対応できないというような、そんなふうになっていましたので、それは作れと。そうしますと、やはり県に条例がありますから、県より上の条例を作ると云々とか、こんなことをやってなかなか進まない。それで、議会で私が作れと言っている内容は、これとこれと、こういうふうにして作れば、あとは細かいことは皆さんがやりなさいというふうにやったんですけれども、ここでも答弁をいろいろして作るということをしたんですが、なかなか作らないで、それで私が最終的に、私がいついつ作るんじゃない。私がそういうふう提案してやったんだから、職員が作れば職員の点数になるわけですから、私はくどくは言わなかったんですけれども、皆さんがあまり質問して、いつ作るんだというものですから、私が来年の4月から施行というふうにするというふうにして作りましたけれども、作ってみれば、その後はそういう問題も1つもごさいません。それまでは、畑の中に穴を掘られちゃって、それは困ったとか、いろいろ出てきて、いろんな方が来ましておどしたり、いろいろしたんです。だから、笑って話し合いができるような、許可ができるような条例を作った方がいいということで、こんな条例もつくりました。

ですから、職員に、私から言う場合もあります。どっちかという、私は言う方ですから言いますけれども、私から言うよりも本当は職員が自らがやりいいように作るのが、これは行政マンですから。ですから、私がみんなそれをやっちゃうと、職員の知恵が出てきませんから。ですから、私はヒントはある程度与えますけれども、作るのは職員が作るのが一番、私はいいと思っていますので。私もですから言っても、少し時間を置いて職員が作るのを待っているんですけれども、待ち切れないとやるんですけれども。

ですから、私はそれについては、もう言わなくとも、前から私が市長になったときから、やはりそのように、やりいいようにみんなが作ってくれないとということで、まして行政は条例とか、そういう規則によって運営をしていますので、それが一番肝心ですので。そういうことで、私は決して今もこれについては、いろんな提案とか、指示とか、そういうことはしていきつもりです。

○山口孝弘君

ありがとうございました。私が正直言いたかったのが、もう少し広い意味でのテーマを設

けていただけないかなという意味合いで申したんですけれども、今、市長の意気込みとか、そういうのはすごい感じました。

例えばなんですが、節減というテーマを今年は作ったということで、その節減に関する大きな意味合いでテーマを作っていただけないかなと。そういう1つの小さなと言ったらおかしいんですけれども、そういうことではなくて、もう少し大きな規模で、皆さんから提案しやすい環境を作っていただけないかという質問でしたんですけれども、もう一度いいですか。

○市長（長谷川健一君）

ですから、私はちゃんと政策は掲げてやっていますけれども、私がそういうのを作ってくれというのではなく、この中には行政改革推進本部とか、いろいろあるし、部課長会もあるし、部会長会の中にいろんな審査会もありますから、そういう中で幾らでも提案ができるわけですから。私がそんなのを提案するのなら、幾らでも提案は簡単ですけれども、私は施策だけを言って、あとはそういう施策にのっとった行財政改革だとか、いろんなものがありますから、それはやはりやるのが職員ですから。ですから、それをみんな私が提案する。提案してやらなかったら、また、何でやらないんだということになるんですけれども、それよりも、そういうことは自らがやはり考えないとだめなんですよ、それは。ただ、提案だけ出してやるのもいいんでしょうけど、そのために部長もいるし、課長もいるわけですから。組織があるんです。その組織が動かないとだめなんです。ですから、皆さんが目に見えたようなものは、なかなか難しいと思いますけれども、それなりに今もやっているのは、確かにやってくれていますので、そういうことで、私は今指摘されたことについては、それはこれからも、もっと広い意味で、それだけじゃなく、そんな行財政改革がもっと広い意味で、市の運営の全部の中で、やはり提案もしていきますけれども。そういうことで、ひとつご理解をお願いいたします。

○山口孝弘君

わかりました。この職員提案制度、職員自らが提案したアイデアが形になること、課題発見の視点を常に持つことにより、職員のモチベーションアップにもつながりますので、今年度まだ出ていないんですよね。これからの職員提案制度、期待いたします。

○市長（長谷川健一君）

それと、執行側から提案するんですけれども、議員から出してもいいんですから。何も執行側のを待っていなくたっていいんですから。議員から出していいんですから、幾らでも。もう、これは議員からいろんな、こんな条例を作れとか、こんなあれを作れ、こういうふうにした方がいいと出していいんですから、それは、執行の方も私どもも研究して、ちゃんとやりますけれども、議員からもひとつ私どもの知恵のないところは、ひとつ応援していただければありがたいと思います。

○山口孝弘君

円滑な住みやすい八街にするため、私たち議員も努力してまいりたいと思います。次にまいります。インターンシップ制度についてお伺いいたします。

先ほどの前向きな答弁ありがとうございました。インターンシップ制度の実施に当たりまして、ホームページ等で周知していないという現状があります。受け入れを周知していけば、もっとわかりやすくなるのではないかと考えますがいかがか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

現在の受け入れにつきましては、先ほどの市長答弁で申し上げたところでございますけれども、特に要綱等に基づくものではなくて、学校等からの依頼により行っているものでございまして、制度として確立と申しますか、成熟したものはなっていないような段階でございまして、周知をするということになりますと、まず、受け入れの体制として専門職、現在は保育士さんと専門職の受け入れを行っているわけですが、専門職以外の業務についても広く受け入れられるかなど、そういう受け入れ職種の検討、これとあわせて、要綱等の制定によりまして、受け入れの環境、これをきちんと整えた上で行うということが必要になるというふうに思っております。

現状では、まだ、そこまで至っていないというような段階でございまして、要綱等の制定とあわせて、周知につきましても今後の課題とさせていただければというふうに思います。

○山口孝弘君

ぜひとも、よろしくお願いいたします。

インターンシップにもいろいろ種類がありまして、市長インターンシップというものもご存じだと思うんですが、市長の職務を研修することなんですか、その市長インターンシップについては、どうお考えでしょうか。市長、できればお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

印旛管内では、四街道市が市長インターンシップを取り組んでおりますけれども、私ども会議のときも来ますけれども、それが果たして、私はプラスになるかどうかというようなことなんですけれども、私は別にインターンシップを受け入れても、それはいいと思いますから、希望者があれば、八街市も市長インターンシップを募集とか、ほかの福祉のインターンシップを募集とか、こんなことは掲げてありませんけれども、何でも要望があれば幾らでも採用します。

○山口孝弘君

ありがとうございます。市政に対する理解の促進を図る上でも、インターンシップ制度はとていい制度であります。今後ともよろしくお願いいたします。

次にまいります。地域包括支援センターについてお伺いいたしますが、地域包括支援センターは地域における身近で、総合的な相談窓口の拠点として機能しております。しかし、午前8時30分から午後5時半ですと、総合的な相談窓口の拠点としては、いかがなものかなと個人的には思います。

また、土日が相談できないという現状もあり、人口7万7千人に対しまして、保健センター内の1カ所で身近に感じることができ、対応し切れるのかという問題もあります。いま一

度お伺いいたします。

○介護保険課長（醍醐真人君）

地域包括支援センターにつきましては、65歳以上の第1号被保険者の人口が3千人から6千人を目安に主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネを1名、保健師1名、社会福祉士1名と、そういう基準といたしますか、そういうものが国から示されております。私ども現在、平成21年3月末で65歳以上の第1号被保険者の数が1万3千807人でございますので、それをちょっと割り返しますと、各専門職が2名ずつ、計6名という今の基準で概ね満たすところではございます。

今、議員さんがおっしゃったような形で、より身近なサービス拠点と考えますと、現第4期の介護保険事業計画の中では、その前の事業計画を踏襲いたしまして、生活圏域を各中学校区、4中学校区ごとという設定をしております。その中で、特に市町村の指定権限を有する地域密着型サービスの整備等につきましては、生活圏域を考慮しながら、バランスよく配置しようということで努めておりますし、地域包括支援センターにつきましても、理想論を申し上げれば、4中学校区ごとに1つずつと、それは理想論と考えます。ただし、現状におきましても、この3種の専門職の人材の確保、このなかなか厳しい状況の中で4生活圏域ごとに1つずつと、理想ではございますが、そこまではなかなか厳しいのかなと。

現在、私が考えますには、第4期の事業計画の中では、地域包括支援センターにつきましては、現総合保健福祉センター内に1カ所という形で、全域を見るということで対応することと計画上しております。次の第5期の介護保険事業計画、平成24年度から開始になるわけでございますけれども、それをにらみながら、例えば南地区に1カ所程度、地域包括支援センターの設置なりと、その辺も含めて検討をする必要はあるかと思えます。

それから、時間の延長ということでございますが、これにつきましても、今設置している場所が市役所内の一室でございますし、他の部課との関係もございまして、勤務につきましては8時半から5時半という形で設定しております。当然、5時半になってすぐシャッターをおろして一切受けないというものではございませんので、多少なりの時間外での相談なりは当然に乗っておるところでございますし、土日等につきましても、緊急的なものにつきましては、連絡網を通じて職員の方に入ってまいります。そこで対応できるものにつきましては対応しております。そういう形で当面やらさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○山口孝弘君

第5期で検討していくという話ではありましたが、私が相談を受けた福祉従事者の方からなんですが、地域包括支援センターは午前8時半から午後5時半という時間帯は、一番忙しい時間帯。福祉従事者の方からしてみれば、一番忙しい時間であり、何かあったときになかなか連絡できないという相談を受けたこともあります。事実、そこでは虐待の疑いがあったときがあったそうなんですが、5時半を過ぎてしましまして、連絡できない。土日にもちょうど重なってしまったということで、連絡するのは結果的に月曜日になってしまったという

現状があったとも聞いております。できるだけ、早急な改善をお願いいたします。よろしく
お願いいたします。

次にまいります。新型インフルエンザの対応についてお伺いいたします。

現在、八街市在住の方、どれだけの方が新型インフルエンザに感染しているのか。もし、
把握しているのであれば、把握をしていった方がいいのではないかと考えますが、お伺い
いたします。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えいたします。私どもが把握しておりますのは、現在、幼稚園で1名、小中学校で2
4名、保育園2園で4名ということで把握してございますけれども、この新型インフルエン
ザにつきましては、季節性のインフルエンザと同様に一般医療機関で受診という、そういう
ことになっておりますので、一般の方の把握が非常に難しいことがあります。これにつきま
しては、国、県の方におきましても、これまで全体数の把握を行ってございましたけれども、
新型インフルエンザの患者につきましては、個人の感染の発生がなく、集団におけます感染
拡大を早期に対応するというので、なかなか難しいのが現状でございます。

また、私どもちょっと市内の医療機関、病院等で聞いたら、病院におきましては1日3、
4名の方が受診する。あるいは、診療所では1、2名の方が毎日受診しているという、そう
いうお話をちょっと聞いておりますが、正確な数字は把握できてございません。

また、これは各先生方に数字の患者数、受診の報告というのも、ちょっと非常にお願いす
るのも難しい面があるのではないかと、そういうふうに考えています。

また、ちなみに、今、保健所の方へ施設、学校等で複数以上が発生した場合は、各施設、
学校で保健所の方へ届け出をする、そういう義務になっておりますので、これは今の9月2
日現在ですから、これは、今、県の方からいただいたんですけれども、県内で報告、症状の
ある方が725名、これは各保健所へ届けた数字でございますけれども、その内訳としまし
て、やはり15歳から19歳の方が288例で39.7パーセント、10歳から14歳の方
で125例で17.2パーセント、それと5歳から9歳で103例で14.2パーセント、
こういう数字は、私ども県の方から一応いただいておりますので、ご理解いただきたいと思
います。

○山口孝弘君

正確な把握は現在していないということなんですが、そういった情報によって対応が変わ
ってくると思います。できれば、把握をしていただきたいなと感じています。よろしくお願
いいたします。

10月に第一波のピークを迎えるわけでありますが、八街市としては、インフルエンザに
感染する方が、どのように推計しているのか、お伺いいたします。

○市民部長（小倉 裕君）

新型インフルエンザにつきましては、季節性のインフルエンザと違いまして、免疫力がま
だ新しいものでないのと、それと何か感染力が非常に早い、強いという、そういう報告は私

ども承知しておりますけれども、今まで季節性のインフルエンザですと、年間、全国でも約1千万の方が感染すると、そういうことで聞いております。この新型インフルエンザにつきましては、確かに感染力、免疫力がないということで、国の推計ですと、約2千500万人ぐらいの方が受診されるんじゃないかというようなことを聞いておりますので、国の人口約1億1千万台だと思いますので、これらを当てはめますと八街市ですと人口が7万6千余でございますので、2割強ですと、これ簡単に逆算しますと数字的にすごく大きい数字になるんですけれども、1万4千人ぐらいが受診されるんじゃないかと、そういうような予想はしてございます。正確な数字ではございません。

○山口孝弘君

1万4千人といいますと、本当にちょっとぎょっとしちゃうような数字なんですけれども、このような逆算して計算すると1万4千人ということなんです、これから、ますます感染者が出る可能性があります。これから、秋に向けまして、さまざまなイベント、行事が予定されております。そのような行事、イベントなんです、影響が出る可能性があるのか、お伺いいたします。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えします。やはり、この新型インフルエンザにつきましては、飛沫感染、くしゃみをされて、そのつばが付きますよね。そういうような接触感染、そういうものから、この感染の経路を考えると、やはりいろんな行事、多くの方が集まる、そういうところには非常に感染の影響はあるんじゃないかと、私ども想定しますけれども、この前、桜田議員の質問にもお答えしたように、その辺、ある程度、感染が拡大した場合は、やはり各主催者等の判断で中止なり何なり、そういう対応をしていただくようお願いするしかないと思います。

○山口孝弘君

少しでも感染者が出ないように、今後とも啓発をよろしくお伺いいたします。

次にまいります。選挙の投票率向上について質問いたします。

投票率の向上なんです、これは案でございますが、例えばスーパーマーケット、八街市内にたくさんあります。夕方の時間帯に、人が多い時間帯に例えば期日前投票がありますので、午後8時前に市役所に行って、期日前投票をしましょうとか、今日は投票日ですから、ぜひとも投票に行きましょうという店の中でアナウンスをしていただくという協力はできないのでしょうか。お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（長谷川淳一君）

先ほども答弁したところでございますけれども、明るい選挙推進協議会の方々の協力を得ながら大型スーパー等でも、選挙啓発運動は行ってきております。近年でございますけれども、そのスーパー等によりましては、営業に支障があるということで、そういった啓発運動をやめてくれとか、また、場所を制限するとか、そういうところも最近が増えてきているというような状況でございますけれども、先ほど山口議員がおっしゃったような放送に協力していただけるようなお店がありましたら、今後、検討して投票率向上につなげていければと

いうように考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも、よろしく願います。本当に明るい選挙推進委員、その方たちが本当に今回、夏まつり等で本当に活躍して、とても一生懸命頑張っておられて、これだけ頑張っているのに59.70パーセントというのは、ちょっと残念な結果だったなというふうに思います。

私も多くの人に声をかけて、若い人も選挙に行けるような声かけも今後、私個人としてもしていきたいと思っておりますし、皆さんにもご協力いただいて、ぜひとも八街市、こういう投票率になりましたが、ぜひとも皆さんで協力していただいて、投票率を上げていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（加藤 弘君）

以上で、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時17分)

○副議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、誠和会、林修三議員の個人質問を許します。

○林 修三君

誠和会の林修三でございます。平成21年度の議会も折り返しとなり、国や社会の流れが変革している中で、課題も山積しております。市民の声なき声等を含めた代弁をしていかなければならない立場からも、気を一層引き締めて市政に臨んでいきたいと思っておりますので、市当局には積極的で、前向きな答弁、議員各位にはご支援、ご指導のほど、よろしく願います。

今回、一般質問として通告し、お尋ねしようとする大きな項目としては、(1)活力ある八街市のまちづくり。(2)八街市商業の充実。(3)八街市夏まつりの充実。(4)安心・安全な街づくり。(5)読書の充実についての5点であります。

通告順に従いまして質問させていただきます。

質問の第1は、活力ある八街市の街づくり、魅力ある街づくり構想についてお尋ねいたします。

八街市が平成4年に市制施行して以来、人口が急増しておりました。あのままでは10万人突破も時間の問題と目されておりましたのに、およそ8万人台をピークにして減り始め、平成21年8月1日現在で7万6千936人となっています。活力ある街には、多くの人口が住んでいることが必須の条件でありましょう。かつて、横須賀市を訪れたとき、昼夜を問

わず人はあふれており、商店街をはじめとして、そのにぎわい、活力は予想以上のものでございました。

すぐ隣の千葉市においても、同じように多くの人が行き交い、にぎわっております。八街市については、人口の減少もあってか、夜の7時ごろから人影が徐々に見当たらなくなり、8時を過ぎると、ほとんどの商店街がシャッターを閉め、駅南口では元気のない街並みが出てまいって大変さびしく思うのは、私だけでしょうか。

9月の広報に八街市民調査の結果が掲載されておりました。調査人数、調査回収等には若干課題が残るものの、その中で、「八街市に対して自分の街としての愛着を感じていますか」の問いに対して、「感じている」はわずか16.6パーセント、「感じていない・あまり感じていない」が合わせて45.2パーセントとおおよそ2人に1人の結果となっています。

住めば都とよく言われる中で、この数値については若干さびしさを感じます。

また、「今後も八街市に住み続けたいと思いますか」の問いに対しては、「ずっと住み続けたい」が29.6パーセント、「転出したい・できれば転出したい」が合わせて34.6パーセントとなっております。何とも気になるところであります。

そこでお伺いします。

①過去10年間の八街市人口推移について。

②人口減少の要因となっているのは何かについて。

③これからの魅力ある街づくりの基本的な考えについての3点についてお伺いいたします。

質問の第2は、八街市商業の充実、八街市商業の活性化についてお尋ねします。

前の議会の質問のときにも述べましたが、JR八街駅北口の開通に伴い、北側と南側の格差が進んでいます。また、北と南に捉われることなく、市全体の商店の活気が失われているように思えてなりません。

先日、ある商店の方と話す機会がありましたが、「もう限界状況だ。市や商工会からは個人のやる気や努力次第だと言われるが、具体的に何をどうすればいいのかわからない。もっと皆で手を組んで振興できないものだろうか。このままでは、あと2、3年でアウトだよ」とおっしゃっておりました。不景気な社会状況の中で、市と商工会がさらに連携し、組織的に困っている商店を積極的に救済していけないものだろうかと思えてなりません。大型スーパーが各地に進出し、全国の商店街が困窮しています。しかし、アイデアと行動力で窮地から脱出しようとしている商店街も見られます。

東京都千歳烏山は、大型スーパーに対抗し、買い物をすればポイントがたまるサービスを始めたところ、効果てきめんで儲かっているとのこと。

さらに、ごみ拾いに参加してくれた人や商店街に設けた相談所に来たお年寄りにもポイントをあげて、すそ野を広げたということです。

また、青森市では、「高齢化社会の今こそ商店街の僕らの出番」と歩道を広げ、電動スクーターを貸し出し、買った商品の宅配サービスも始める。目指すのは福祉対応型商店街だということで努めて、結果が出ているそうです。

国では「地域商店街活性化法案」が採決されました。八街市の南と北の格差是正とともに活力ある商店街づくりに市と商工会が連携して、組織的に取り組み、重点化するときかと考えられます。

そこで、八街市商業の活性化についての①空店舗「ぼっち」の利用状況について。

②八街市南口駅前商店街の今後の構想についての2点についてお伺いいたします。

質問の第3は、2009年、すなわち今年の夏まつりについてお尋ねします。

今や八街市の夏の恒例行事として定着した感のある夏まつりは、今年も雨の心配があったものの幸いに降られることもなく、無事に終了しました。担当された関係者各位のご努力に感謝するものであります。

私は、この行事が少なくとも千葉県のみならず関東一円に広がっていくことを期待するものでありますが、その点では今年はいかがだったのでしょうか。

そこで、①参加状況と成果・課題について。

②次年度の夏まつりに向けた基本的な考えについての2点についてお伺いいたします。

質問の第4は、安心・安全な街づくり、駅前の安全対策についてお尋ねします。

先日、駅前でタクシーの運転手さんに声をかけられました。「八街のこの駅前は何とかならないのかね。悪いのがいてしょうがないよ。物は壊すわ、ごみは平気で捨てるわ、深夜に徘徊するわで、駐在所が駅前から移転したからかな。せめて駅前に交番でもできないものなのかどうかね」と言われました。別なときに、私は自転車で駅前に行ってコンビニの裏に自転車を置き、用事を済ませて帰ろうとしたら、何とその自転車がなくなっていました。かぎが壊れぎみだったので、かけなかったのがいけなかったのですが、これでは本当に油断も隙ありません。よく万引きをして、捕えてみると、いつでも盗られるように品物を陳列しているのが悪いという論法と何ら変わらないのではないかと思います。足がわりにちょいと人の自転車を失敬して乗り捨てる人が後を絶ちません。

駅前には人材シルバーのボランティアの方や時々パトカーが停車して警戒してくれているようですが、安心・安全とまでは、まだまだの感じがいたします。

そこで、①八街駅前の安全対策の現状について。

②八街駅前交番の設置の見通しについての2点をお伺いいたします。

質問の第5は、読書の充実についてお尋ねいたします。

9月に入り、暑さも一段落し、秋の入り口に差しかかっています。日一日と過ごしやすくなり、スポーツに読書に最適な季節となりました。特に読書については、時間を十分にとって親しんでほしいものです。最近は本当に活字離れが進み、テレビ、パソコンに向き合う時間が多く、若者をはじめ、大人も漢字が書けなかったり、読めない人が大変さという点で多くなっております。

読書のよさは、自分の世界が想像の世界の中で、どんどん広がっていくということでしょうか。行ったことのない国の人とでも時代を隔てた人とでも、文化の共有ができます。読書に親しむことで心も豊かになっていきます。不景気で心も荒みがちなときこそ、読書の果た

す役割は大きいものがあります。言い方を変えれば、市立図書館や学校図書館の果たす役割が大きく、積極的な市民や子どもたちへのサービスが求められます。

三つ子の魂百までもの考えから、市内の幼稚園、保育園あるいは小学校低学年等、本の読み聞かせをしてくれているボランティアグループがあります。その熱心な努力には本当に頭が下がります。

その人たちの声として、①図書館の休館日を少なくしてほしい。

②絵本の種類を多くしてほしい。

③今ある絵本が古かったり、傷みが激しい。

④絵本の新刊が少ない。

⑤貸し出した本の回収が悪いということだが、一度に貸し出す冊数を少な目にしたらどうか。

⑥学校図書館に主となる人がいてこそ、その機能を果たし、本好きな子どもをつくるのではなどの意見がありました。市民の声に少しでも耳を傾け、その実現に向けて努力していくのが市行政の役割ではないかと考えられます。

そこでお伺いいたします。

①八街市立図書館及び移動図書館車の利用状況について。

②移動図書館車の活用促進の考えについて。

③学校図書館司書教諭の配置状況について。以上3点についてお伺いいたします。

以上で、私の第1回目の質問を終了しますが、市当局の前向きで明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

誠和会、林修三議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 活力ある八街市の街づくりについて答弁いたします。

質問事項（1）の①及び②は関連がございますので、一括して答弁をいたします。

外国人登録を含めた総人口の推移につきましては、4月1日現在で見ますと、平成11年が7万2千446人であり、平成16年が7万7千626人と、人口増加率は年々鈍化してきたものの、この間は増加してまいりました。しかし、平成17年に、初めてマイナスに転じ、対前年比で2人の減となりました。翌平成18年には、一旦37人の増となったものの、その後の平成19年から21年の3年間は連続してマイナスとなり、各年とも対前年比で200人前後の減でありまして、減少幅も大きくなる傾向が見られます。ちなみに、平成21年4月1日現在は7万6千984人になっております。

その要因といたしましては、転出入の社会動態による減少が主であり、出生と死亡の自然増につきましても、わずかですがマイナスとなってきております。転入者の急増により人口増加を続けてきた本市では、国全体や県に比べ、少子化率、高齢化率は低く、比較的若い世代の多い街となっておりますが、近年では、少子高齢化は確実に進展してきております。

今後、さらなる少子高齢化の進展に加え、人口減少傾向への対応を十分に考慮しながら、

各種施策の取り組みを進めてまいらなければならないものと考えております。

次に③ですが、八街市の街づくりは、八街市総合計画2005の中で、2025年の本市の将来都市像を「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」と定め、将来都市像の実現に結びつける「やちまた『八つの街づくり』宣言」を街づくりテーマとして掲げております。

少子高齢化の進展に加え、人口減少傾向への対応など、時代の流れを踏まえながら、現在策定している第2次基本計画の中で、展開すべき施策を具体的に取りまとめ、街づくりの目標である「八つの街」を進めることで、魅力ある街づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 八街市商業の充実について答弁いたします。

(1) ①ですが、7月17日に八街市推奨の店「ぼっち」が開店し、ひと月半が過ぎ、利用される方も曜日により多少の増減はございますが徐々に増えてきております。特に野菜などは地元の方に喜ばれており、何度も利用していただいております。しかしながら、まだ周知不足や店舗運営の不備など改善しなければならない点もあると思っておりますので、引き続き関係者と連携し、より多くの方が利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、八街駅南口商店街の活性化については、平成14年に八街駅南口商店街振興組合が設立され、市及び商工会議所連携のもと取り組んでまいりました。近年、取り組んできた事業では、空店舗対策として「ギャラリー悠々」の開設、また、駅周辺への集客事業としてボックスショップ「ぶらんみなみ」の開設、宝くじ販売事業などに取り組んできたところであり、本年度におきましては、雇用創出と空店舗対策を兼ね、八街市推奨の店「ぼっち」を開店したところであります。

今後も引き続き、八街TMO構想に基づき、関係機関と連携のもと、各事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 八街市夏まつりの充実について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

8月22日に開催されました第18回八街ふれあい夏まつりは、天候にも恵まれ、来場者1万8千人と昨年以上のにぎわいを見せておりました。今年は「食べて、飲んで、笑って、楽しめる」をテーマに、ステージイベントでは、地元出身のお笑い芸人によるお笑いライブや外国人パフォーマーによるマジックなどで多くの来場者に楽しんでいただけたと考えております。

課題につきましては、これから反省会が行われますので、よかった点、悪かった点、改善すべき点等を来年への課題としたいと考えております。来年の夏まつりに向けた基本的な考え方につきましては、本年と同様、地域住民との交流の場として、市民の皆様楽しんでいただくこととありますので、また来年も、新たなテーマをもって開催をしたいと考えております。

次に、質問事項4. 安心・安全な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、八街駅では現在、公共施設の破損や自転車類の盗難が多く発生していることから、佐倉警察署では日常の警ら活動を強化していると聞いております。

また、佐倉警察署の情報を受け、各地区の防犯ボランティアの皆様におかれましても、地域の防犯活動に加え、駅周辺の巡回を行っていただいているところでございます。

市といたしましても、連携した活動として青パト車両による抑止活動を職員2班体制により、6月22日から1カ月実施し、その後は不定期ではありますが、活動を継続しているところでございます。

なお、これらの成果として、佐倉警察署の情報によりますと、八街駅では、いまだに自転車等の盗難が見られますが、榎戸駅駐輪場での自転車盗難の発生はなかったと聞いております。

次に②ですが、今年3月27日に八街市議会の八街駅前交番の早期設置に関する意見書とあわせて、佐倉警察署長に設置要望書を提出したところでございます。

また、6月12日には、副市長が千葉県警察本部に協議に伺ったところ、県内では107カ所の交番設置要望が提出されているとのことですが、検討する旨の回答をいただいたというようなことですが、この交番設置につきましては、前に一回、市町村長懇談会がございまして、そういう中で、この107カ所から要望しているというようなことですがけれども、設置要望したのは八街市1市でございますので、私は早期に作って、設置していただけるんじゃないかと思っていると同時に、森田知事も当初から犯罪のない市づくりと移動交番とか、そういう警察力の強化を掲げて知事に立候補していますので、期待をしているところでございます。以上でございます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項5. 読書の充実について答弁いたします。

(1) ①ですが、本年4月から7月末現在の本館の利用状況につきまして、開館日数は96日で前年度と同日数であり、入館者数は9万6千664人、1日平均1千7人で、1日平均を前年度と比較いたしますと57人、率にいたしまして6パーセントの増、利用者数は2万8千661人、1日平均299人で、1日平均を前年度と比較いたしますと11人、率にいたしまして4パーセントの増、貸出冊数は13万7千273冊、1日平均1千430冊で、1日平均を前年度と比較いたしますと68冊、率にいたしまして5パーセントの増でございます。

また、移動図書館につきましては、開館日数は31日で、前年度と比較いたしますと1日少なく、利用者数は1千817人、1日平均59人で、1日平均を前年度と比較いたしますと8人、率にいたしますと12パーセントの減、貸出冊数は5千380冊、1日平均174冊で、1日平均を前年度と比較いたしますと20冊、率にいたしまして11パーセントの減でございます。

次に②ですが、現在、移動図書館につきましては、約3千冊の本を載せ、毎週水曜日の午後と木曜日の1日をかけまして、6つの小学校を含む、市内18のステーションを隔週で巡

回しております。

小学校への巡回については、業間時間や昼休みの時間帯に、また、幼稚園が隣接している朝陽団地及び大谷流子どもの遊び場については、幼稚園児のお帰り時間に合わせて、児童や園児が利用しやすい巡回時間を設定しております。

移動図書館の利用者層につきましては、幼児や小学校低学年の児童の利用が顕著であり、その他は主婦層や高齢者の利用が多い状況にありますので、移動図書館に載せている本につきましても、利用実態に合わせまして、児童書、家庭生活に関する本、医療や健康に関する本などを多く載せております。

今後も、移動図書館の効果的な運行に努めてまいります。

次に③ですが、教育委員会においては、すべての小中学校に司書教諭を配置しております。

司書教諭の役割は、児童・生徒の読書指導をするとともに、書籍の購入計画や整理、貸し出しなどの管理業務を行います。

また、児童・生徒の「学び方指導」を行い、各教科主任と連携して、児童・生徒の学習を支援するのもその職務の1つです。しかし、各学校では教諭が学級担任や教科経営をしながら司書教諭の仕事を兼務しているのが実情です。とは言え、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていく上で大切な活動です。

そこで、本市では、今回の補正予算でお願いしておりますとおり、「緊急雇用創出事業計画」の中で、学校司書補助員の雇用について計上させていただいているところです。

市内の小中学校においては、「朝読書」などに全校で取り組むなど、読書活動の推進が図られているところですが、教育委員会としましても、児童・生徒の豊かな心をはぐくむために、子どもたちが本を身近に感じ、本にふれあい、読書に親しめる環境づくりを目指して、今後もより一層努力してまいります。

○副議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午後 1時09分）

○議長（山本邦男君）

副議長と交代しました。

再開に先立ちまして、午前中、体調不良のため欠席させていただきましたことをおわび申し上げます。

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○林 修三君

それでは、自席から2回目の質問を幾つかさせていただきます。

まず最初に、人が集まってこそ活気ある街になっていくというのは、私はそういうふうに

考えておりますけれども、最初のご答弁の中で、微減ではありますけれども、ここ2、3年が八街市の人口、200人推移で減りつつあるとありました。これは、少子化も関係しているんだというようなこともあるんですけども、何かそこにもうちょっと、いまいち増えていかない要因というのが、どこかにあるのかなと。お答えの中に幾つかそういうのがありますけれども、これに向けての解消策というのでしょうか。その辺について、もう一回ちょっと具体的な取り組み等がおありでしたらお伺いしたいなと、このように思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

質問の中にもございましたように、第2次基本計画の策定に当たって、昨年実施をいたしました市民意識調査、この調査項目の中の暮らしの満足度というのがございますけれども、その中では、交通安全施設だとか、身近な生活道路の整備、それからバス・鉄道などの交通機関など、道路、交通関連への不満度が高いというような結果が出ております。

また、転出したい理由の中でも交通が不便という理由が、また多く挙げられております。

また、これからの街づくりの視点ということで、広報の方にも掲載をさせていただきましたけれども、これからの街づくりの視点の中では、安心して暮らせることというのが上位に挙げられております。これらを踏まえますと、先に言いました不満度を低減、解消していくこと。それから、多くの市民の方が、これからの街づくりの視点というふうに捉えております安心ということに配慮をした施策、これらを着実に実施をしていくということが重要であるというふうに考えております。

また、あわせまして、住み続けたい理由ということで、上位に挙げられております自然環境がよい。それから、隣近所などとの人間関係がよいということもありますので、この辺にも着目して、これらをさらに伸ばし、高めていくという視点も必要かなというふうには思っております。

○林 修三君

今、部長さんのお答えにありました市民の意識調査の結果というのは、今回の広報に出ているものなんですけれども、部長のお答えの中にも、これからの八街の街づくりについてどのような視点が必要かということで、安心して暮らせることというのが65パーセントで、非常にダントツで高いパーセンテージが出ていますよね。その後、続いているのが交通の便利なこと、経済発展などに活力のあること、住みなれたところで住み続けられること、健康的に生活できることが続いているんですね。これ、ずっと高いもの順に考えていくと、じゃあ市民はうらはらに、ここのところに非常に期待が大きいということだと考えるんですね。ですから、ぜひ、このデータだけではないんですけども、これらの結果を踏まえて、より一層努力していただきたいと思いますというふうに考えます。

魅力ある街づくりのお答えの中で、八つの街づくりが答弁の中にありました。この八つの街、これは私もすばらしいことだなと思っておりますが、これはいわば、今風で言いますと八街市のマニフェストかなというふうに考えるんですね。そうすると、この八つの街づくりを本当にやはり、随時ですけれども、評価をしたり、あるいは課題を分析したり、そういった

ことを適切に行っていただいて、今のこの市民の声にプラスして、じゃあ市民は何を求めているんだろう。じゃあ市は何ができるんだろうということあたりをよく検討されて、また取り組みをしていただきたいなというように、これは要望なんですね。

それで、この非常にいい市民の意識調査結果が出されたんですが、ただ、これは今後またこういう形のものを行う考えがあるかどうか。ちょっとその辺をお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

市民の方の声を聞くという手法としてはアンケートという手法がございますので、すべてにということではございませんけれども、1つの手法としては採用していきたいというふうに思います。

○林 修三君

今回、ご努力いただいて、この結果をまとめられたんですが、その努力に大変敬意を表するわけですが、ただ、非常にこれ残念なのは、2千人の対象者に対して有効回収として集まってきたのが1千89人、54.5パーセントなんですね。ということは、八街市の20歳以上の成人を考えたときに、6万人以上がいるんですよ、八街には。もし、この6万人でこの1千89人という数字を割ったときには、わずか0.18パーセントしかないんですよ。ということは、本当に悪いんですが、ほんの少しの声なんですね。ですから、やはりもうちょっと声を広げて聞いていただいて、その結果を先ほどの八つの街づくりとか、あるいは八街総合計画2005とかにやはり結びつけて考えていってほしいと。ですから、ぜひこれはさらに内容を検討された調査をお願いしたいなど、このように考えます。

次に、2つ目の八街市商業の充実についての中で、空店舗利用についてお答えいただきました。私もオープンのとときとか、時々行くんですが、オープンのとときはもちろんたくさん人が集まりまして、その後しばらくは客足もあったんです。八街というのは、怒られそうですが、新しいものが好きですよ。だけど、だんだんすたれていって、そのうちに足が遠のいちゃうという傾向が、私は強いように思うんですが、このぼっちについても、そういう売上等についても、ちょっと私の考えていたよりは少し少ないのかなと。

そこで、このぼっち等について、どういうテコ入れというか、そういったものを考えているのか。ちょっとこれは商店振興組合が行っている、ぼっちの事業ですけれども、でも、だからと言って市がこまねいているのではなくて、何らかの指導をすとか、援助するとか、そういったことあたりを、どのように考えているのか、お伺いします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

このぼっちにつきましては、ご案内のとおり本年7月17日にオープンしたばかりでございまして、これにつきましては、市の事業として実施したわけでございまして、その営業部分につきましては、南口の振興組合に委託したということでございます。

したがいまして、もちろん市にも設置した以上は責任があるものでございまして、まず、運営面につきましては、常に振興組合と協議をしながら運営していきたいというふうに思っておりますし、また、最近の動向を見ておりますと、お盆の時期、これにつきましてはやは

り贈答用品が多かったということで、客単価も大変高くなっております。しかしながら、平日の利用状況を見ておりますと、品物の単価が低いものが多く出ておると。これはなぜかと申しますと、野菜関係が多く出ておるということではないかなと思っております。

したがいまして、オープンして、まだ1カ月半足らずでございますので、今後どういった品物が多く出ておるのか、その辺を見きわめまして、充実をさせていきたいというふうに考えております。

○林 修三君

せっかくいい、ぼっちというのができましたし、空店舗利用でお答えの中にありました何か所かやっただけしている。どうぞこれを継続して、しかも途中で中座することのないように、途中でいろいろと助成していただきたいなど。これは要するにご助言いただきたいというふうに考えます。

それと関連するんですが、私も先ほど質問の中で、商店の人にちょっと聞いたという話をしましたが、そのときに、その商店の方はやはり大変だと、とにかく大変なんだけど、私一人ではどうにもならない。私一人ではどうにもならないんだけど、じゃあと言って、だれか相談したり、隣近所の人とどうしようかというところまでも行かないと。それで、結局は先々、さっき言いましたように2年から3年ぐらいでだめだなという話をしているんですね。そういう人の個人個人では、大変困っている商人の方がいらっしゃると。そういう現実を見たときに、じゃあどうするんだろうと考えたときに、私もよくわからないんですが、でも八街には商工会というのがありますよね。それから、市の商工課とか、そういう商工会関係がありますよね。そういった組織が一体となって連携していけないものなのかどうか、ちょっとその辺、お考えがありましたらお伺いします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

商工業者の現状につきましては、大変厳しい面があるというふうに認識をしておるところでございます。そういった商工業者の発展を手助けするということから、商工会議所法にのっとった法人として商工会議所があるわけでございます。これにつきましては、ご案内のとおり会員を集めまして、そこから会費をとって商工業の発展につなげていくんだという組織でございます。そういったことで、過去におきまして会議所といたしましても、いろんな計画を策定して商業者に提示しておったということは、私どもも承知しておりますし、また、平成16年3月に商工会議所におきまして、TMO構想という構想も策定しております。これは、中心市街地活性化法に基づくTMOでございましたけれども、その後、法律が改正いたしましたして、TMOの組織、これは法律に基づかないということになりましたけれども、ただし、構想自体は生きております。

その構想の中身をちょっとご紹介いたしますと、まず、長期における事業といたしましては、駅南商店街の共同駐車場整備事業であるとか、商店及び商店街の情報の発信強化、それから、個店への研修と経営コンサル、それから空店舗の活用事業等々いろいろございます。それと、短期事業におきましては、駅北側区画整理区域内での駐車場の整備、それから駅南

側の駐車場の整備、それと個性ある商店街の発展等々あります。それから、中長期的にわたりましては、やはり八街駅南商店街等のモール化、それから、キャッシュレス商店街とか等々、それと先ほどお話ししました空店舗を活用した市民サービスの提供とか、いろいろ構想がございますので、また、これと相まって商業者の方がどういったことを考え、どのような方向に持っていきたいのか。その辺も商工会議所とも、ひとつ連携を図りまして進めてみたいというふうに考えております。

○林 修三君

幾つかの試みをされているということをお伺いして、大変安心しましたけれども、この不景気で小売店を含め、小さな商店はどんどんとやはり倒産しているのは、全国的なことなんです。ただ、その中で、私先ほど述べましたけれども、アイデアとか、それから地域の組織の持ち方によっては、十分に利益を上げている市町村もあるんですね。ですから、そういった優先的な市町村等をいろいろとインターネットとか、あるいはいろんな情報の中で手にしていただいて、それを八街市の商工会及び商店の方々に、ぜひ周知して行って、頑張れというようなことをこれからも続けていただきたいと、このようにお願いいたします。よろしくお願いします。

続いて、先ほど本市の夏まつりの中で、今年は1万8千人ほど見込んでいる。昨年ほどのくらいでしたか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

昨年は1万7千人、したがって1千人の増でございました。

○林 修三君

高齢化してきましたし、要するに毎年行われているということもありますし、さらにお笑い芸人を呼んだりとか、いろんな工夫をされていて、そういうことが功を奏したのかなという考えを持ちますが、他市、千葉県あるいは他県、こういったところから来ているお客の数の把握は難しいですね。そこまではわかりませんね。

○経済環境部長（森井辰夫君）

残念ながら、そこまでの把握はしてございません。

○林 修三君

それは難しいと思うんですけれども、私、先ほど述べたように、この夏まつりをぜひ夏の行事の八街を代表する行事にしていきたいなと、売ってまいりたいなと。そうすると、今年のようにお笑い芸人を呼ぶような、そういうアイデアある行事を持つとか、そういったいろんな工夫によって、そしてそれを例えば花火大会、あそこはちょっと難しいかもしれないけれども、何か毎年ちょっと違った催しを持っていただいて、それでどんどんと他市にPRする。こういうことをしていくと、どんどんと八街というものを知っていただくし、人口のさっきの微減のところでも申し上げました。人が集まらないことには活性化しないわけですから、そういったところも含めて、夏まつりという行事を通じて八街を活性化していく、1つのいい行事にしてほしい。そういう願いがありますので、今年の反省課題はこれから市長さ

んの答弁には、まだ反省するということでしたので、その中に、ぜひまたさらに来年は、それでは2万人を目指して頑張っていたきたいなとお願いでございます。よろしくお願いいたします。

それから、次に駅前における安全・安心は状況的には大変厳しいようではございますけれども、もう一度、この健全な環境を整える意味から、もう一回具体的にどのような方策を持つのか、伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

基本的には警察、それから防犯ボランティア、それから市の連携強化という中で進めていくということになるかと思えます。現在までのそれぞれの活動の状況を少し詳しく申し上げますと、まず、警察の方では駅周辺で警察官が稽留、あるいは徒歩警らを実施している。また、パトロール車により巡回も実施をいただいているというようなことでございます。

それから、防犯ボランティア団体におきましては、各地域で防犯活動を行っていただいているわけでございますが、その活動日に八街駅、榎戸駅を監視場所として、追加監視を実施していただいております。その際、特に自転車駐車場の利用者に施錠を呼びかけているというようなこともございまして、その結果が榎戸の駐輪場で自転車の盗難がなかったというような成果に結びついているのかなというふうには考えております。

それから、市の方では青パトの活動、それから、自転車に施錠をするようにということの看板の設置、それから駐車場の死角となっている植木の剪定等を実施しております。今後につきましても、警察の方から提供されます被害の情報等、これをもとに基本的には三者が連携して、一体となって効果のある防犯活動が展開できるように努めていきたい。また、働きかけていきたいというふうを考えます。

○林 修三君

ぜひ、お願いしたいと思えます。先ほどの広報の結果の中の安心して暮らせることが一番なんというのは、その辺のことも含めてなんだと私は考えますが、駅前の様子を見ているとパトカーがいる、あるいはパトロールしてくれている。ところが、一方でそれをまた見て行動している。いたちごっこなんですよ。ですから、その辺はどこまでやっていいかというのは限界があるんですけれども、ただ、そこで駅前交番について、またお願いしたいんですが、先ほど市長答弁の中で、県で名乗り出ているのが1つ八街市だと、何とかなりそうだと、大変希望あふれるお答えをいただきまして、うれしく思っているんですが、もう一度、幸いと言っては怒られるんですけれども、副市長さん、警察のOBということでもありますので、その辺のお力も大変いただくことになろうかと思えますが、この駅前交番をぜひやはり早い時期に実現してほしいなど。大体、全国どこを歩いても、大体駅前って交番があるんですよ。あれは、交番というのはパトロールだけではなくて、ご存じのように迷子だとか、道案内だとか、いろんな相談を兼ねてあるんですよ。そういうために交番が駅前にあるんだと思うんですけれども、ぜひ、やはり八街には、そういう意味で早くに欲しいんですけれども、

副市長さん、その辺の見通しというか、もう一度、ご答弁いただければと思います。

○副市長（高橋一夫君）

行政で安全と安心をつかさどっている立場ですので、この前もお話し申し上げましたけれども、終列車で帰って早く家へ帰ろうとって、駐輪場へ行ったら自転車がなくなると、オートバイに乗ろうと思ったら、オートバイが盗まれていたということになりますと、大変忍びない感じがいたすわけでございます。そこで、先般も市長の命を受けまして、県警本部の担当部長、担当課長に要望をしてきたところでございますけれども、その受け答えとしては大変期待の持てるような話に発展してまいりましたので、私も近い将来、必ずや八街のJRの駅前に交番ができるものと期待しております。

それから、警察の方でもお聞きしたところによりますと、制服だけではなくて、私服の捜査員も投入して、赤灯を回しているときはやりませんよね。やりませんが、行った後、やれやれいなくなったということで悪事を働く者がおるようでございますので、市長にも言われておりますけれども、警戒方法をもう少し考えたらいいじゃないかというようなことで、警察の方でも警戒方法も考えておるようでございますし、私どもの青パトにつきましても、ただ、通り一遍の警戒だけではなくて、出て行ってまたすぐ戻ってくるとか、そのような警戒方法にも工夫をしておりますし、私服を投入しているということで、大変ここへ来て犯罪の件数が大幅に減っているというふうになっております。それにしましても、その合間を見て蛍光灯を傘の柄で突いて壊すという事案も散見されますので、いろいろボランティアの方とも連携をとりながら頑張って治安維持にまい進していきたいと、安全・安心な街づくりにまい進していきたいというふうを考えておりますので、どうぞ議員の皆さん方もご支援、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいなというふうを考えております。ありがとうございました。

○林 修三君

大変ありがとうございます。駅前交番については、ぜひ1日も早い実現を目指してできればと。これは市民の願ひでもありますので、よろしくお願ひしたいなと。私、先ほど質問の中で、自分が自転車を盗まれたという体験者なんです。我々の会派の仲間は、先生、あんな汚い自転車よく盗っていったもんだなんて言われたこともあるんですけども、確かにそれはそうなんだけれども、盗られた後の非常にむなしい気持ちは、その本人じゃなければわからないんですよ。自転車が欲しいということではなくて、「ああ、何だよ」と残念だなと、そういう感覚。そういった、だれかの市民がそういう行為をするということ、そのむなしさが残念でならなかったんですね。ですから、そういうことが起こらないような環境を作るのも、私たちの仕事かなと思いますので、駅前交番の早期実現、そして駅前の安心・安全のために今後ご努力いただけるようお願いいたします。ありがとうございました。

次に、読書の充実についてなんですけれども、先ほどボランティアグループの市民の声をちょっと申し上げましたが、その声の中に加えて、貸し出しの無制限が未返却本を増やしているのではという声がありました。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

無制限の貸し出しのために、未返却者が多いということの中よりも、やはり個々のモラルが問題なのかなと私自身は思うんですが、図書館では延滞資料の未返却者に対して、本年4月から督促資料の返却はできない期間、資料の貸し出し、予約、リクエストの受付停止などを制限しております。

また、訪問の督促なども実施するようになりまして、4月現在で利用制限をかけた方が212人おったんですが、現在、8月現在で35人になったということの中で、非常に減少してきているということの中で、延滞資料の回収に現在努めているところでございます。

○林 修三君

そういう努力が実って、そういう未返却が大幅に減っているという成果が出ているわけですので、図書館の方にすれば、大変それをさらに続けていくことは負担が大きいかもしれませんが、引き続いて未返却についての解消をご努力いただきたいというように思います。

それから、移動図書館車のことなんですけれども、これも市民の声なので、現在でもステーションは目いっぱいなのかなという気がしますが、けやきの森公園がありますが、そこへ利用者を集めるという、そういった相乗効果も含めて、あそこに寄れないものかなという声もありました。この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

今、議員さんがおっしゃるとおり、効果があることは非常に期待できる場所なんですけど、今の図書館では、非常にこのステーションを増やすということは、今、開館時間の延長もやっている中で、また、ステーションの時間帯の見直し、その辺を含めて、できることからやっている中で、今、ステーションを増やすことは非常に難しいことですが、いろいろと工夫をし、これからも研究していく必要性はあるかというふうに考えております。

○林 修三君

ステーションには、小学校あるいは幼稚園とか、そういったところが含まれておりまして、それも大事なことなんですけれども、後で触れる学校図書館が非常に充実していけば、学校の部分はちょっと離れてもいいのかなという気がするんですね。そういったときに、子どもの遊び場も含めて、けやきの森公園だとか、そういう公園に移動図書館車が来る。そうすると、子どももそこに集まってくる。それで遊んだりすることができるという相乗効果をやはりこれから考えていった方がいいのかなというように思いますので、今後の検討課題としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、学校図書館のことなんですけれども、国、文部科学省は新しい学習指導要領の中にも、学校図書 of 充実をうたっております。それは、裏を返しますと学校図書館 of 充実ということになりますよね。先ほどのご答弁の中で、現在は校内分掌の中で学校司書教諭、いわゆる司書の資格のある先生が担任を持ちながらしているということがありましたが、それは大変だということから緊急雇用、その創出事業の雇用で6人、司書をとっていただけるということのお答をいただきました。これは、大変うれしいことで、今後、学校図書館が非常

に活性化していくんじゃないかと期待をしているところなんです。ただ、これは3年間の限定助成だと思えるんです。ですから、そうすると、継続していったときに3年間の枠がとれたときの先がちょっと心配かなと考えますが、この辺ちょっと先のことでありますけれども、この緊急雇用創出事業を終えた後、さらに予算化してほしいという願いがあるんですが、その辺、財政課はどのようにお考えでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

お答え申し上げます。この事業につきましては、議員がおっしゃったとおり時限措置ということで、23年度までということで、今回9月の補正予算に、その補助員を計上させていただきました。24年度以降の措置につきましては、ほかの事業もそうなんですけれども、教育委員会の方で、どのくらい必要性があるかにつきましては、要望がございましたら、人に絡むこと、非正規職員の雇用でございますので、人事管理上の面から総務課と財源確保の点から財政課ということで、それから担当課ということで、常に協議してから予算計上するというような措置を非正規職員の雇用についてはとっておりますので、教育委員会から24年度の予算編成上に要望がございましたら、その時期に検討させていただくということでございます。

○林 修三君

まだ、3年も先のことで、始まったばかりで成果がどうのというのが出ていないので、大変な願いをしましたが、この事業、6名の司書を充てられたということは、必ずその結果は出るものと私は信じておりますし、また、教育委員会としても、その成果をきちんとまた24年、3年後には、ぜひ、財政課に強く言っていただきたいし、財政課もそれを受け止めて、子どもの教育のためということ、明日を担う子どものために、そういった読書の充実ということは大事なんだということを受け止めて、ぜひ、付けていただきたいなというふうに、今から先のことで申し訳ないですけども、要望しておきます。というのは、隣の佐倉市とか、成田市、富里市あたりは、現に図書館司書講師を雇用して、実際に図書機能が充実しているということを聞いています。

また、読書の充実さでいえば、全国学力テストで毎年1位の結果を出している秋田県なんですけれども、いろいろちょっと聞いてみましたけれども、特に読書についての手だてはしていないけれども、あるとすれば一斉読書の時間は何らかの話で100パーセントとっているということなんだそうです。そういうことで、やはりテストと相関関係は、私も正しくは把握できませんけれども、学力テストの分野の2分野について、これは全国的にちょっと低い数値なんです。特に八街市は広報を見ますと、それは低かったというようなことを聞いています。そうすると、私はこの2分野については、非常に読書の存在が大きいのかなと考えるんです。やはり思考力、あるいは想像力、それを向上させていくのは、この読書の充実なのかなと考えております。この家庭教育や地域力も含めて、読書の充実をさらにやはり教育委員会のみならず、市全体で、その環境整備にご努力いただきたいことを願っています。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、誠和会、林修三議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

質問に入る前に「痛みに耐えれば、明日はよくなる」と小泉「構造改革」路線のもとで社会保障費が抑制され、医療、介護、年金、生活保護と社会保障のあらゆる分野に及び、年金改悪、定率減税の廃止や高齢者増税などの負担増と給付のカットが暮らしを疲弊させ、「生きていけない」と悲鳴が上がるほどの貧困と格差の惨たんたる状況に国民を追い込みました。暮らしの不安は政府への怒りとなり、今回の総選挙の結果にあらわれているのではないのでしょうか。こうした結果を自治体としても真摯に受け止め、市民の暮らしをしっかりと守る市政運営を求めるものであります。

それでは、私、3点にわたって質問に入るわけでございますが、まず、命と健康を守る国保についてであります。

国保特別会計の運営状況は年々悪化し、平成20年度決算の国保税の収入率は、現年過年度分全体で3.24パーセント減の42.45パーセントとなり、不納欠損は前年度より23パーセント増の2億1千700万円、収入未済額は国保税収24億2千300万円よりはるかに多い30億6千800万円にもなり、市民の支払いの限界とともに、国保運営の危機的状況を迎えています。

国保は市民の健康・命に関わる重要な制度です。早急な国保運営の改善を求めるものです。そこで、次の3点について伺います。

まず、収納率低下の原因と改善についてです。

この間、国保税の収納率を上げるために、短期保険証・資格証明証の発行などの制裁措置や徴収強化で収納率向上への取り組みをしてきましたが、抜本的解決策にはなっておりません。5年前の引き上げ以降、短期保険証・資格証明証の発行、また、未交付世帯は2.3倍に、滞納世帯は1.5倍と増加し、生きていけない収入に課税強化したことが、収納率低下の原因であると思うがどうか。

また、国保税の引き下げが最善の改善策であると思うがいかがか。

2点目に、予防医療の積極的な取り組みで医療費の抑制を求めるものであります。

この5年間で医療給付費は約8億円増となっています。市長は「自分の健康は自分で守る」としてきましたが、言い放つだけでは医療費の抑制には、つながらないことが証明されました。早期発見・早期治療で病気の重症化を防ぎ、医療費の支出を抑制して、国保財政の改善を図ることが必要です。積極的な予防医療への取り組みを求めるがいかがか。

3点目に、国に対し補助金の拡充、ペナルティー廃止を要望することについてです。

国保加入世帯の全国平均所得が166万円にすぎない国保は、国の手厚い援助があつて初めて成り立つ医療保険です。しかし、国庫支出金は減らされ、そのため住民1人当たりの保険料は約2倍に。払える国保税にするために、国の負担をもとの49.8パーセントに戻す

こと。また、低収納率を理由にしたペナルティーの廃止を国に求め、国保財政健全化に取り組むことを求めるがいかがか。

国保問題の大きな2点目、国保税・医療費の減免についてであります。

まず、実施基準の見直しについてです。八街市は、減免制度はあっても全く利用できない制度となっており、こうした制度がありながら資格証明書の発行件数が343件にも達し、市民の命を脅かす深刻な状況となっています。

先の6月議会で、日本共産党が保険税、窓口での一部負担の減免制度の活用を求めたのに対し、「保険税の増税につながりかねない。減免制度の運用に当たっては、慎重に対応しなければならない」と答弁していますが、社会保障としての国保運営をすべきであり、国保特別会計条例では一般会計からの繰入金をもって国保運営ができるよううたっております。減免の財源は確保できます。生活困窮世帯に対し、保険税の減免要綱の見直しを早急にすべきであります。また、国保法77条による医療費の減免も、国の実施を待たず独自の取り組みを求めるがいかがか。

国保問題の3点目には、猛威を振るう新型インフルエンザ対策についてです。

厚生労働省は先月28日、新型インフルエンザについて、発症ピークは9月下旬から10月とし、今後の患者の推移を公表しています。国民の2割が発症すると想定し、患者総数は約2千500万人。最高1日当たり約76万人の患者が発生するほか、入院患者は38万人に上ると試算しています。先ほども、本市では1万4千人の発症と答弁がありました。流行の本格化に対し、本市においても早急な医療体制の確保・予防体制など対策が求められています。

そこで、新型インフルエンザ・ワクチン接種、治療費の負担軽減対策を求めるがいかがか。

また、病院の窓口では、10割負担をしなければならない資格証明書・保険証滞留世帯に対し、重症化させないために、発熱外来を受診した場合「医療費は3割負担である」ことを、一世帯ごとに文書での連絡することを求めるがいかがか、答弁を求めるものであります。

大きな2点目には、下水道料金引き上げは中止をの問題であります。

先の6月議会で、市長は「日本経済の悪化は市民生活はもとより市、経済にも影響がある」と言いつつ、今議会で下水道料金の引き上げを提案いたしました。景気低迷、所得の減少で市民生活が深刻な真ただ中での引き上げは到底容認できません。市長が今やるべきことは、市民の生活実態を真正面から受け止め、自治体本来の仕事である暮らし・福祉を守る施策の充実、市民負担の軽減こそ、求められているのではないのでしょうか。

そこで、2点について伺います。

市民の暮らしへの影響についてですが、経済悪化、下水道料金の収納率低下のもとでの引き上げの影響をどのように見ているのか。

また、引き上げを行えば、最も生活弱者である高齢者、母子、障がい者世帯は負担強化に耐えられないことは明らかです。軽減措置もないまま引き上げを行うのか伺います。

2点目に、都市基盤整備は自治体の責任で実施することを求めるものです。

まず、下水道料金の引き上げの根拠についてですが、節水、少子化・単身世帯の増加を理由に安定した経営をするために引き上げるとしています。しかし、節水、少子化・単身世帯の増加が悪であるかのようなペナルティ的な市民負担のあり方では、市民は納得できないのではないかと。

また、引き上げ理由の2点目に、総務省の通達であるとしています。しかし、その内容は資本費など汚水処理費原価が著しく高く、かつ、経費回収率が低い事業にあつては、「適正化が望まれる」としており、決して従わなければならないものではありません。八街市民の生活実態に即した対応をすべきであるがいかかが。

次に、受益者負担は市民への責任転嫁ではないのかという点で答弁を求めるものです。

八街市はなぜ「資本費が高く、経費回収率が低い」のかという問題です。市当局が明らかにしているように、幹線整備にコストがかかっているためであり、都市基盤整備は自治体の責任で実施すべきであります。市民に対し受益者負担の名のもとに、負担増を押し付けるべきではありません。

また、印旛沼流域の自治体の中で、基本額が一番高い下水道料金をさらに引き上げることは、市民の暮らしを一層直撃するものであり、中止を求めるがいかかがか答弁を求めます。

大きな3点目には、西林地先の冠水対策を求めるものであります。

大雨のたびに民間処分場跡地から大量の雨水が市道に流れ出し、冠水して交通不能となっています。早急な対策を求めます。

また、処分場が作られたことにより、雨水が行き場を失い、大雨のたびに畑に滞留し、作物への被害を及ぼしています。合わせてこの対策を求めるものであります。

以上、3点にわたる問題は、市民の皆さんの暮らし・命に関わる大変重要な問題であります。明解なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 命・暮らしを守る国保について答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険税の現年度分収納率は、平成18年度76.61パーセント、前年比1.96ポイント増え、平成19年度は77.32パーセント、前年比0.71ポイント、それぞれ向上してまいりました。しかし、平成20年度の収納率は、76.18パーセント、前年度比1.14ポイント低下することとなりました。

平成20年度は、県内、全市町村が低下しており、平均で2.34ポイント、最大で5.18ポイント低下しております。低下した要因といたしましては、雇用状況の悪化はもとより、平成20年度から新たに始まりました後期高齢者医療制度に納税率の高い高齢者が移行されたことによる影響が大きいものと考えております。

国保は退職者や無業者等も含め、他の被用者保険制度の対象とならないすべての方を対象としている構造的な要因と、低所得階層の方が比較的多く加入しており、この低所得の方にも保険税をご負担していただくこととなることから、保険税の軽減制度が設けられておりま

す。

しかし、所得の申告をしていない場合には、この保険税の軽減制度も利用することができません。国保加入者の18.1パーセントに当たる765世帯の方が未申告となっており、軽減制度の適応を受けられる世帯であったとしても、実際に軽減を受けられていない状況にあると思われま

す。負担軽減の観点からも所得申告の手続をされるよう、広報や個別通知など周知してまいりたいと考えております。

また、収納率の低い若年層にも国民健康保険制度の仕組みや納税の必要性など、制度についてご理解いただけるよう、さらに周知してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、予防医療につきましては、まず、病気にならない、かからないことが大切であり、そのためには、自らが継続して健康管理を行っていくことが重要であります。市は、平成16年に「健康安全都市宣言」を行い、目標の1つに、「健康は自ら守りましょ

う」と掲げ、自己管理の意識の高揚を図っているところでございます。

ご質問にありましたように、保険給付費は年々増加をしておりますが、その理由の1つとして、ここ数年の、いわゆる団塊の世代の、国保への加入も考えられます。

現役時代に無理してきた体が、退職とともに緊張から解き放たれ、異常が見受けられると、今までとは違い、我慢することなく診てもらおうようになります。そこで、疾病の早期発見や生活習慣病予防のための健診が重要となります。従来、全住民を対象に実施していた基本健康診査は、特定健康診査及び特定保健指導と変わり、平成20年度から各医療保険者が実施することとなり、国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の健診等を実施することとなりました。国民健康保険加入者の特定健診については、健診後の保健指導に重点を置いて、健診結果等から対象者を生活習慣病発病の危険度により、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」とに分類して、生活改善と予防に向けた支援、保健指導を行ってまいります。

高齢化社会を迎えた今、いつまでも健康で生き生きとした毎日を過ごすために、日頃の生活習慣を見直すことが大切であると考えております。生活習慣病の予防や疾病の早期発見は、長期的な視野での医療費の削減につながることから、その大切さ、健診を受けることの重要性を啓発し、そしてこの新しい健診制度を市民の皆さんが積極的に活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、③ですが、国民健康保険の費用の大部分は保険給付、特に療養の給付であり、一般被保険者に係る療養の給付等に要する費用についての負担割合は、現在は50パーセントを国庫及び県が負担し、その内訳は、定率国庫負担が34パーセント、国の調整交付金が9パーセント、県の調整交付金が7パーセントとなる一方、残りの50パーセントを保険税として被保険者が負担する仕組みになっております。

平成16年度までは、定率国庫負担が40パーセント、国の調整交付金が10パーセントであり、公費負担の割合は、同様の割合であることとなります。しかし、国の調整交付金

において、保険税の徴収率が国で定める基準を満たさない場合は、最大20パーセントの減額が行われております。

本市の場合、平成20年度においては、最大の20パーセントの減額、額にして7千991万6千円が減額されましたが、徴収率が前年度と比べ上昇している場合は、前年度の減額が一定割合で解除される制度が、平成19年度から実施されており、平成19年度で減額された額の半分、4千217万4千円が特別調整交付金に加算されております。

この減額解除は、減額されているから受けられる制度であり、国民健康保険財政の調整と市町村格差の解消を目的とした調整交付金が、徴収率が低いということだけをもって減額されることは、国民健康保険事業に影響を受けることとなります。

ご指摘のとおり、減額制度の見直しについては、一昨年度末に市長会と通して要望してはおりますが、今後もいろいろな機会を捉え、改正を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、(2)①ですが、国民健康保険税の減免につきましては、八街市国民健康保険税条例第24条及び八街市国民健康保険税減免取扱要綱に基づき運用しており、解雇、倒産等による失業、疾病、負傷等による就労不能等により、その年の所得が皆無または著しく減少し、保険税の担税力を著しく喪失したときに減免の対象となります。しかし、減免制度の運用に当たりましては、他の納税者との負担の公平を失することのないよう慎重に対応する必要があります。

また、減収部分を一般会計に求めることは、国保加入者以外に費用負担が生じることから、負担の公平を配慮した運用が求められます。

なお、所得額が基準以下の納税義務者につきましては、応能部分の保険税を所得に応じて7割、5割、2割の軽減を図っており、これにより軽減を行った保険税の減税分につきましては、一般会計から繰り入れしているところです。

さらに、医療を受診される時の一部負担金につきましては、基準以下の低所得者の場合に入院時等の食事代が軽減され、さら一部負担金が限度額を超えると、高額療養費として支給されております。

なお、一部負担金の減免につきましては、国民健康保険法第44条及び八街市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、もしくは障がいとなり、または資産に重大な損害を受けたときなどの場合、一部負担金の減額、免除または支払いの猶予ができるよう運用しているところです。

このため、ご指摘の実施基準の見直しにつきましては、国保財政を健全に運営するために、慎重に取り扱わなければならないものであり、現在の状況を見ますと実施基準の見直しにつきましては、難しいものと考えております。

次に(3)①ですが、基本的な対策につきましては、先ほど桜田議員並びに山口議員に答弁したとおりでございます。

新型インフルエンザのワクチン接種及び治療費の負担軽減対策を求めるがいかがかというご質問ですが、まず、新型インフルエンザのワクチン接種につきましては、不足するワクチ

ンの確保や接種を開始した場合の優先順位等、現在、国の方針も検討中で具体的内容が示されていない状況でありますので、接種に対する助成は検討しておりません。

また、治療費につきましても、現在、特に負担軽減を行う計画はございません。市民の皆様には、体調管理に留意していただき、発熱や咳等の気になる症状が見られた場合は、咳エチケットの励行や早目の受診をしていただき、感染予防に努めていただきたいと考えておりますので、今後も広報やポスター、ホームページ等により、呼びかけてまいりたいと考えております。

次に②ですが、新型インフルエンザの感染拡大を防止する必要性から、国民健康保険資格証明書でも発熱外来の受診の際には、一部負担金の割合を3割として取り扱くと、厚生労働省から通達が発せられております。

新型インフルエンザの感染が、さらに広がりを見せておりますので、資格証明書でも発熱外来に限り、3割負担で受診できる旨の通知を今月発送する資格証明書と同封し、周知してまいりたいと考えております。

次に質問事項2. 下水道料金の引き上げは中止をについて答弁いたします。

(1) ①ですが、下水道使用料現年分収納率につきましては、平成19年度97.8パーセント、平成20年度97.6パーセントでございますが、汚水処理費における下水道使用料の割合を示す経費回収率といたしましては、平成19年度59パーセント、平成20年度58.9パーセントという状況でございます。すなわち、現年分収納率が約98パーセントであっても、汚水処理費の60パーセントも賄えていない現状でございます。

今回上程いたしました「八街市下水道条例の一部を改正する条例」では、平均改定率17.5パーセントで、一般家庭の平均的汚水排除量とされます「月20立方メートル」を排除した場合の下水道使用料につきましては、現行「2千220円」から「2千620円」と月400円の増となります。これによりまして、経費回収率も改善が見込まれますが、なお生じる不足分につきましては、従前どおり一般会計繰入金にて補てんすることとなります。

本市の下水道人口普及率は、平成20年度末現在で25.4パーセントですので、残り74.6パーセントの方々の下水道事業に対する租税負担の軽減も図らなければならないことにご理解をお願いいたします。

次に②ですが、本市における下水道使用料の減免につきましては、下水道条例第21条及び下水道条例施行規則第12条第1項におきまして、生活保護法の規定により、生活扶助を受けている場合、天災その他の被害を受け支払いが困難であると認められる場合、その他市長が特に必要と認める場合と規定されており、現在、新たな軽減措置は考えておりません。

次に(2) ①ですが、下水道事業を適正に運営するためには、下水道事業を取り巻く環境の変化に対応した使用料体系を構築することが大事であります。

また、下水道事業は特別会計であることから、地方財政法第6条からも独立採算性を原則とし、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に基づき、「基準外繰入金の減額化」を図ろうとすることが必要であります。

このような、経営的な面や昨年来の経済悪化、さらには国の指導であります平均使用料単価1立方メートル当たり150円等を勘案し、平均使用料単価1立方メートル当たり150円を超えるケースのうち、一番低い改定率を選定したものでございます。

次に②ですが、下水道事業も公営企業として地方財政法に位置付けされている以上、独立採算で事業を行うことが原則であり、経費の負担区分に基づかない基準外繰入金に頼って、その経営を行うことは好ましくなく、受益者に負担を求めることが本来でございます。

下水道使用料対象費用につきましては、汚水に係る維持管理費・資本費双方とも公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすることが妥当であるとされております。しかしながら、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象としますと本市では著しく高額となりますので、過渡的に資本費の範囲を限定し、生じる不足分につきましては、「基準外繰入金」にて補てんしようとするものでございます。

次に、質問事項3. 雨水排水対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、ご指摘の箇所につきましては、流末がないため、大雨が降ると一時的に道路冠水しております。現時点では、流末を確保し整備することは、非常に難しい状況でありますので、この対策として、今年度、道路に地下式の貯留浸透施設を設置したいと考えております。設置後には、道路冠水は解消されるものと考えております。

次に②ですが、ご指摘のありました農地の地形的な状況を見ますと、周辺土地に比べ一番低いところに位置しており、大雨の場合、この農地へ一時的に雨水が集中し、冠水してしまいます。この農地の冠水対策をできないのかというご質問でございますが、付近に排水の流末がなく、また、問題土地が個人の一所有地であるため、公共事業により解消対策を講ずるのは、大変難しいものと考えております。

○丸山わき子君

今、市長から答弁いただいたわけですがけれども、国保の問題にしても、下水の問題にしても、私がきちんとかういう内容で質問しますよということで通告しているのにも関わらず、その内容がきちんと答弁されていない。これはあまりにもひどいんじゃないですか。それから、だらだらと時間をかけての答弁、全く内容のない答弁を私は要求したわけではございません。

まず、国保の問題なんですけれども、この収納率低下の原因と改善について、これは生きていけない収入に課税強化した。このことが収納率低下の原因であって、個々の未申告者が多いから、少ないから、そんな問題ではないんですね。先ほど指摘した17パーセントというのは、未申告者が資格証明書を発行されている。その割合ですよ。未申告者は8パーセント。決して未申告者が多いから、この収納率が低下している、そういう問題ではない。もっと、この八街市の国保の問題、市長を先頭に真剣に考える必要があるのではないかというふうに思うわけであります。

どう見ても16年度の国保税の引き上げ以降、収納率がどんどんと低下しているわけですから、ここにきちんと視点を置いて、なぜこうなったのか。その原因は応益部分の見直しが

あったからだというふうに思うわけなんですね。その辺についての見直し、早急にやるべきではないんですか。本当に市民の皆さんが払える国保税、そして安心して医者にかかれる。そういう体制をとるのが、八街市の仕事であるというふうに思うわけですが、市長にもう一度お伺いいたします。時間がありませんので、短く、きちんと答弁いただきたいと思います。

○市長（長谷川健一君）

ただいま、答弁したとおりでございますので、ひとつご理解をお願いいたします。

○丸山わき子君

もし、市長、それが本当に本心であれば、こんな無責任な国保運営のあり方ってないですよ。市長はもっと積極的な対応をとるべきじゃないですか。

それから、下水道の問題もそうです。下水道も本当に市民の暮らしが大変な真ただ中、この下水道を引き上げるというわけですね。下水道事業の状況を見ますと黒字ですよ。それから、市の監査委員からも提出された下水道事業特別会計経営健全化審査意見書、ここでも是正改善について、特に指摘すべき事項はないと、こういうふうに言っているわけですね。本当にこの経済悪化の中で、市民の皆さんが暮らしが大変、こういう悲鳴が上がっているときに、わざわざ引き上げをする。こんな冷たい市政はあってはならない、こんなふうに思います。

私は、受益者負担、こういう名のもとに八街市が引き上げをしようとしているわけですが、低所得者や弱者に負担を押し付けることを正当化する。こういうやり方が何としても納得できない、こんなふうに思います。国の言いなりになった下水道の引き上げではなく、市民の暮らしをきちんと考え、この下水道の引き上げ中止を求めるものであります。以上です。

○議長（山本邦男君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中でありますが、ここで10分の休憩をいたします。

(休憩 午後14時24分)

(再開 午前14時35分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。私は、税の徴収について、そして公共交通のあり方、ふれあいバスの問題、2項目について質問をしたいと思います。

1つは、税の徴収についてであります。小泉内閣以来進めてきた構造改革は、毎年13兆円もの増税と負担増、2千200億円の社会保障費の削減が進められ、国民に大きな痛みを押し付け、社会的格差と貧困が拡大するものとなりました。

国民は最低生活費にまで税金や社会保険料がかかる、日本の過酷な税制・社会保障制度が困難な生活をさらに追い討ちをかけています。この間、定率減税の廃止や所得控除の縮小、医療費の自己負担引き上げなどで増税になりました。また、住民税の一律10パーセントフラット化、年々上がる国保税や年金、介護保険料、さらに消費税が加わり、生活費に食い込む重税に払いきれない人が増え続けています。

全国的に地方税の滞納は「まず差し押さえる」という方針ですが、納税者個々の実情に対する配慮を怠り、人権・生存権さえ踏みにじる強引な滞納整理を推し進めてきています。なけなしの財産を差し押さえて納付を迫る事件が後を絶たず、自殺や一家心中など、悲惨な事件も全国で起きています。日本国憲法13条・14条・25条・29条などは、税金のあり方について、所得の低い人には軽く、高い人には重く、能力に応じて負担するよう求め、その一環として最低生活費には税金をかけないことを定めています。

そこで、まず、徴収強化と差し押さえについて伺いますが、徴収強化で結果はどうだったのか。広報やちまた、614号8月号で税の特集号を出しました。これは、国民健康保険税と市税の現状と市の取り組みを示したものです。ここには滞納者への対応、滞納処分状況、インターネット公売、検索など「市税や国保税を払わないとこうなりますよ」と言わんばかりに書かれてあり、市民生活が大変深刻な状況のもとで「市税も国保税もこういう減免措置もありますよ」という暖かい文章もなく、市民からは「なんて冷たい市政だ」と声が聞こえてきます。

徴収強化でどのような市民の反応があるのか。また、滞納処分状況はどうか伺います。

次に、検索についてであります。

市の広報では、「国税徴収法により認められた権限であり、税務職員が滞納処分上必要と認めればいつでもできる」としています。しかし、そこには徴収に当たって用いる強制力は「慎重の上にも慎重を期することが当然の前提」と示されていますが、市ではどのように守られていますか。

また、「納税の猶予」を定めた国税通則法には、徴収確保のため、納税義務者の生活保障を損なう結果を招くことは「それ自体自己矛盾」「無益にして有害な執行」と憲法の立場で、納税者保護のあり方が示されています。このことをどう理解されますか。

現行の国税徴収法制定に関与した最高責任者である民法学者・我妻栄氏が「国税徴収法精解」の中で述べている言葉があります。「徴収法の執行に当たっては、多くの善良な滞納している人たちをいじめるのであってはいけません。徴収法の強権部分は本当に悪い一部の人たちへの滞納処分の必要性からやむなく了解したものだ。よく切れる刃は抜きたくるが、刃の抜き方を間違えてはいけません」と繰り返し語っています。

こうした税に携わる職員は、こういう立場が貫かれていなければならないと思いますが、本市ではどのように活かされていますか。

次に、納税困難者への対応について伺うものであります。

納税は国民の義務であり、だれでもそれを履行しなければいけない。私自身もそう思いま

す。しかし、長引く不況や貧困と格差の広がり、庶民大增税や負担増の影響、病気などのいろいろな事情で納めたくても納められない納税者、担税力のない納税困難者には、法律や条例に基づき、適切に対処するのが当然だと思います。

そこで、納税緩和について伺いますが、憲法の定める生存権・財産権・幸福追求権などの要請により、一定の要件に該当するときは、納付または滞納処分を先伸ばしすることが認められていますが、これに基づき、市では納税の緩和措置はこれまで活かされてきたのか伺います。

次に、徴収猶予について伺います。

税法では、これは国税通則法46条2項、徴収猶予、地方税法15条であります。不渡り・貸し倒れ・災害・病気や失業等で納付困難になり、市税など納付が困難な場合、徴収猶予など分割納付ができるようになっておりますが、市ではどのように活用され、どう市民に説明されていますか伺います。

次に、減免税条例の活用の問題であります。国税徴収法の「滞納処分の停止」の要件である「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき」153条1項2号は、生活保護基準以上のものを射程に入れていますが、これまで税減免制度は市民にどう活かされましたか。

また、本市での実効ある改善を求めますがどうか答弁を求めるものであります。

次に、公共交通のあり方の検討を求めます。

ふれあいバスの利用状況はどうか。また、市民の声を受け止めたものとなっているのか伺うものであります。平成19年9月の改正は、児童・生徒の安全確保に重点を置き、さらに交通空白地帯を走らせることになりました。しかし、市民からは駅や病院とのアクセスのことなど、さまざまな問題として出てきております。改正から2年がたちますが、市民の声を受け止めたものとなっているのか。また、利用状況はどうか伺うものであります。

次に、ふれあいバスに対しての抜本的見直しを求めるものであります。9月号の広報やちまたの市民意識調査では「これからの八街市の街づくりにはどのような視点が必要と考えるか」という問いに、安心して暮らせること65.6パーセント、交通の便利なこと53.9パーセントと高い数値で市民の関心を示しています。市は、南北に長い地理的条件、また、他市やJRとのアクセスの問題、1コースの時間の問題など、今のふれあいバスのままでいかなど、真剣に考えていく必要があります。次回の協議会では、八街市に合った総合的な公共交通のあり方を検討してはどうか。

以上、2項目について答弁をお願いいたします。以上です。

○市長（長谷川健一君）

日本共産党、右山正美議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 税の徴収について答弁いたします。

(1) ①ですが、ご質問にもありましたとおり、広報やちまた8月号の中に税特集号を折り込んだところがございます。その中には、差し押さえやインターネット公売の実績などに

についても掲載させていただきましたが、これまで、税特集号に対する市民の方からの否定的なご意見は寄せられておりません。むしろ、市にはもっと頑張ってもらいたいと激励ともとれる意見が多く寄せられております。

差し押さえにつきましては、地方団体の徴収金が納期限までに納付されず、督促状を配付しても完納されない場合に、徴税吏員の自力執行権により行うことができ、滞納処分の一連の手續の最初の処分とされております。

平成20年度の差し押さえの実績でございますが、差し押さえ件数は406件、前年度と比較しますと60件、17.3パーセントの増、差し押さえ対象金額では、5億1千12万6千円、前年度と比較しますと3千601万1千円、7.6パーセントの増となっております。

本市では、督促状や催告書などを発送しても反応がなく、納税相談にも応じていただけないなど、悪質と言わざるを得ない滞納者に対しては、今後も引き続き厳しく対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、国税徴収法にも定められているように、超過差し押さえや無益な差し押さえを行うことのないよう、慎重な対応を心がけるとともに、納税の意思はあるものの、収入の減などから、納期限内納付が困難な方などに対しましては、それぞれの状況を伺った上で、状況に応じた納付計画を立てるなど、個別の相談にも応じており、きめ細かな対応を心がけているところでございます。

次に②ですが、本市では、平成20年11月に実施した本市初の搜索を皮切りに、以来、これまで計6回の搜索により、軽自動車を含む57点の動産の差し押さえを実施いたしました。これらの動産につきましては、一部を除き、インターネット公売を活用して売却しており、市税及び国民健康保険税の滞納額に充てております。

搜索とは、滞納処分のために必要と判断された場合に、徴収職員が滞納者の所有する住居その他の場所などを搜索し、差し押さえすることのできる財産の発見等を行う強制捜査であります。

市がこれまでに実施した搜索は、1件の悪質なケースを除き、滞納者の了解のもとに滞納者の居宅等を搜索させていただいたものであり、これまでにトラブル等は発生しておりません。本市では、滞納額の縮減に向け、今後も積極的な対応が必要であると考えており、特に悪質な滞納者に対しては、強制捜査もやむを得ないものと考えております。

また、納税の緩和制度の1つである滞納処分の停止を行うに当たり、財産がないことを確認する必要がありますので、滞納処分の停止を視野に入れた搜索につきましても実施して行きたいと考えております。

(2) ①から③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

地方税法には、納税者の財産が災害や盗難にあったとき、納税者またはその親族が病気または負傷のとき、また、事業を廃止したり、事業により著しい損失を受けたときなど、一定の事情がある場合に限り、申請に基づき、1年間その徴収を猶予することができる規定さ

れております。

本市では、猶予に関する申請があった場合には、状況を十分確認の上、法令にのっとり適切に対応するよう心がけておりますが、申請がない場合であっても、電話や臨戸により滞納者と直接会話することに努め、それぞれの生活状況を把握した上で、事案ごとに対応方法を決定しているところでございます。

市税の減免制度につきましては、災害、貧困、その他、特別の事業がある場合に、徴収猶予や納期限の延長によっても納税が困難であると認められるような、担税力のない者を救済するための制度でございますので、他の納税者との負担の均衡を失することのないよう、慎重に取り扱うこととされております。

減免の認定等の事務は、地方税法、条例、減免取扱要綱の定めるところに従って行っておりますが、運用に当たりましては、減免制度の趣旨を踏まえて、担税力や個別の事情を考慮しながら、税負担の公平性を損なうことのないように努めたいと考えております。

次に、質問事項2. ふれあいバスについて答弁いたします。

(1) ①ですが、ふれあいバスは、平成11年10月に運行を開始してから、10年を経過しようとしております。この間に定期的な見直しをしまして、市民の皆様の利便に寄与してきたところでございます。

見直しに際しては、市民公募やバスの利用が予想される各種団体代表の方々を委員とします、ふれあいバス運行協議会を開催し、市民の意見を取り入れた見直しを行っております。

また、利用者の声を聞くため、アンケートを実施し、この結果や窓口、電話での利用者からの要望、意見なども運行協議会に検討資料として提出しまして、これらも踏まえましての幅広い議論をお願いしております。

しかしながら、ふれあいバスの利用状況を見ますと、最も利用者が多かったのは、平成17年度でありまして、その後は年々減少の傾向となっております。最近の改正が平成19年9月でありましたので、さらに、それより前から利用者が減少しはじめていることとなります。したがって、利用者の減少は前回のダイヤ改正のみに起因するものではないことから、他の要因も視野に次の改正に向けて、その検証の必要があるものと考えております。

(2) ①ですが、現在、ふれあいバスの定期的な運行見直しに際しましては、「ふれあいバス運行協議会」を設置して、利便性向上などについて検討いただいているところでございますが、次の運行協議会では、ふれあいバスの運行とともに、従来にも増して他の公共交通も視野に入れた議論をお願いする必要があるものと考えております。

また、中長期的には、平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会について、市内公共交通全般の連携強化による活性化促進等の視点から、検討すべき1つであるものと考えております。

○右山正美君

税の徴収問題から再質問をしていきますが、市長の答弁がありました。公平性を損なわないようなことでやっていきたいということでございますが、平成16年からの差し押さえ、

こういったものが始まったわけではありますが、平成16年と言いますと国保税が63パーセント引き上げられた、そういう年でもありますし、京増議員が商工会議所の調べをやって、19年度44件の廃業、20年度で59件廃業という形で、21年度はもっと多くなるのではないかなというふうに思いますけれども、やはり市民の暮らしが本当に究極に深刻な事態を招いているということは、もう歪めない事実でありますし、明日をどうして生活していくかということ自体も、そういう相談事も来ておりますし、本当に時代は我々が想像している以上な深刻な状況であるということは、歪めない事実であります。

そういったことで、市としても徴収の対応に当たっては、さらに慎重の上に慎重を期してやはりやっていっていただきたい。これは、国税通則法の中でも、そういう具合にうたわれているわけで、その対応は慎重にしていっていただきたいと、そういうふうに思いますが、差し押さえについて伺いたいと思いますが、これは8月号の中で、本当に細かく出されました。16年度から20年度まで、1千172件の差し押さえをしたわけであります。

それで、国税徴収法は生活必需品の差し押さえの禁止、また、一定基準の給与の差し押さえの禁止、社会保険制度に基づく給付の差し押さえ禁止、事業の継続に必要な機械などの条件付き差し押さえ財産の禁止を定めているわけであります。

また、先ほども言いましたが、地方税法では病気や失業などで納付が困難になり、滞納市税の一括納付が困難な場合、徴収猶予など分割納付ができることになっております。市の差し押さえ、先ほども言いましたが、1千172件ということで出されているわけですが、国税徴収法及び地方税法を十分にこれは勘案された、そういった1千172件のものだったのか。その辺について、まず最初にお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

市が差し押さえを実施する場合でございますけれども、まず、催告書あるいは差し押さえの予告書を発送する。あるいは、納税相談の呼び出しを行っても全く反応がない、そういう場合。あるいは、来庁されて納税相談を行っても、その納税の意思が全く感じられない場合など、そういった滞納者の方に対しまして、預貯金あるいは給与などの財産調査を行った上で、財産があるというふうに判明した場合には、財産の差し押さえを実施するという事になっております。

今お話がありましたけれども、その際には国税徴収法に規定する超過差し押さえ、あるいは無益な差し押さえとならないように、細心の注意を払いながら、また、生活必需品、あるいは営業している場合には、営業に従事するものの商品以外の機具、あるいは給与等のうちの一定額、それから社会保険制度に基づいて支給される年金と、これらは差し押さえの禁止財産ということになっておりますので、その辺、差し押さえ禁止財産かどうかにつきまして、十分勘案の上、差し押さえを実施しているというような状況でございます。

○右山正美君

次に、差し押さえの問題ですけれども、この差し押さえによって、社会的影響といいますか、そういった問題。あるいは県税とか、そしてまた銀行など、そういったところにどうい

う影響を与えているのか。これは、実際、市が差し押さえをやって、本市ではございませんけれども、銀行の取引約定書、こういう原本の写しがあるわけですけれども、やはり市が差し押さえによって連結して銀行等に影響が出て、例えば家のローンとか、そういったものが一括返済させられる、こういった問題なんかも生じてくるというふうに思います。

私も市の職員の人たちとも話をしたんですけれども、そういうことが1件か、2件あったみたいですが、銀行等には大した影響はなかったということですが、こういうことも考えられるわけですから、そういった差し押さえ等については、慎重にならなきゃならないというふうに思いますけれども、その社会的影響とか、県税とか、銀行とか、そういった問題で、どのようなことがあったのか、教えてもらいたいと思いますけれども。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどもお答えしましたように、差し押さえ等に関しましては細心の注意を払っているということでございます。差し押さえの影響ということで、差し押さえの効力といった観点から説明をさせていただきますと、差し押さえの効力でございますけれども、差し押さえする財産の種類、あるいは性質によって異なってきますが、一般的な効力について申し上げますと、差し押さえは滞納者の特定財産の法律上、または事実上の処分を禁止する効力を有しております。したがって、差し押さえをされた後に、その財産の譲渡、または権利、設定等の法律上の処分は差し押さえ債権者であります市に対抗することができないということになります。

それから、もう一つ、差し押さえの効力が生じた場合には、時効が中断するというような効力もございます。

それから、質問にありました県税との関係ということでございますけれども、財産調査の結果、財産が判明をいたしまして、県とは限らず、先行して差し押さえをしている地方団体がある場合、市はそのほかの団体に対しまして、交付要求の一種であります参加差し押さえというのを行うこととなります。逆に本市が先行して差し押さえをしていた場合には、他団体の方から参加差し押さえを受けるといったような場合がございます。

また、銀行の関係でございますけれども、財産調査等によりまして、銀行等の口座に預貯金があるということが判明した場合には、滞納額に相当する預貯金額、これを差し押さえするということとなりますけれども、差し押さえた後には預金者は差し押さえた預貯金額の引き落とし等が当然できなくなるということとなりますし、徴税吏員の方では職権で、これを換価することが可能ということとなります。

あと、金融関係の取り扱いにつきましては、それぞれ金融機関の考え方がございますので、ここでは申し上げることができないと思います。

また、いろいろ影響がございますので、差し押さえ後に滞納者の方が納税相談に応じていただきまして、滞納税が完納となる、あるいは分割納付の履行制約をした場合、またいろいろ個別の状況に応じて、差し押さえの解除をするということにしております。

○右山正美君

確かに、今、部長がおっしゃったみたいに、やはり優先権とかいろいろあって、それが1つと、銀行関係でも結局は差し押さえが発覚して、債権者に対して一括で返還してくれとか、そういったいろんな影響が出てきているわけです。やはり、差し押さえを、そしてそれを換価することはできるわけですが、納税者の方から言わせれば、やはり換価の猶予という、そういった措置もこちら側としては、権利があるわけですから、その辺も十分加味していく必要があるだろうと。

そこで、滞納相談について伺うわけですが、これは税金をもちろん払うことは、これは当然のことであり、また、滞納になった場合、相談に行くのはこれは当然すぐ当たり前のことだというふうに思うんです、私もね。しかし、また相談に行けば行ったで、分納だけを押付けられてしまう。あるいはまた誓約書を書かされて、ないお金を払わなきゃいけないというところまで誓約書を書かせてしまうということで、正直な話、役所に怖くていけない。これがやはり現状ではないかなというふうに考えているわけですが、やはりこれは相談に行けば相談に行った人の身になって、これは納税相談に応じる必要があるだろうと。そういうときには、やはり減免措置もあるわけですから、そういうことも視野に入れて、私は対応する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

市の方では何らかの理由によりまして、納税者の方が納期限内に納付ができない。あるいは滞納の税額が膨らんでしまっ一括では支払えないというような場合におきましては、早目に納税相談をするように啓発をしているところでございます。先ほど来、お話があります広報の方にも早目に納税相談をとということで、大きめに表示の掲載をしているところでございます。そして、納税相談に来庁された方に対しましては、仕事、あるいは家計の状況、それから毎月の収支の状況、あるいは内容等を伺いまして、納付可能な額はどのくらいかというように、市と滞納者双方で話し合いをしながら分割納付額を決めているというようにございます。確かにそういう話し合いの中で、ある程度、担税能力があるというふうに判断される、思われる方に対しましては、もう少し頑張っどうにかしていただきたいというような話は、当然させていただくわけですが、決して一方的に押し付けるようなことはしておりませんので、ご理解の方はお願いしたいと思います。

○右山正美君

これが特集号ですが、これを見た限りで、早目に納税相談というふうに裏にはあるんですが、これを見た限りでは、やはり滞納している人から言わせると、やはり恐怖感を感じますよ。やはり、市の担当者が懇切丁寧な説明をして、助かったという人も中にはいるんですよ。同時に私もその滞納者の人と課長さんと担当課と行ったときに、やはりどうい話をされるかという、やはり市とのボタンのかけ違いといいますか、やはり対応の仕方問題になっている部分というのは結構あるんですよ。ですから、その人は理解されて百何十万というそういった税金を納得されて払うということもありましたし、国保税なんか

も分割で払っていくという話も、その人たちと行って担当課と話をしている場合に、結構あるんですけども、やはり親切な対応が市民の人たちの納税意欲を注いでいくということもあるわけですから、その辺については十分相談者の身になった対応が必要になってくると、そういうふうに思います。

減免の問題についても、匝瑳市では生活保護基準の1.2倍、こういった形の人たちは市民税・固定資産税・国保税を全額免除、こういう体制も作っております、京都市もそうですね。そういったこともあるわけです。ですから、分割納付を押し付けるだけではなくて、こういった減免条例の活用、こういったものもして、あとそういった充実をやはりしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今、お話のありました匝瑳市のお話、生活補助基準の1.2倍ということでございますけれども、その辺の判断というのは、私の方ではわかりませんが、市民税などの地方税でございますけれども、ご存じのとおり住民に身近な仕事の費用を賄うというために、広く住民の方に応分の負担をしていただいているというものでございまして、基本的には税の負担は公平なものでなければならないということが、基本になろうかと思っております。地方税法等では減免に関するものが定められております。また、それ以外でも低所得者、あるいは高齢者に措置がとられております。そういったことがありますので、法令の趣旨を踏まえた減免制度で対応をしたいというふうに考えております。市長の答弁でも申し上げましたように、減免等をする場合に当たっては、他の納税者との負担の均衡を失することのないように慎重に扱うべきだというふうに考えております。

○ 右山正美君

公平、もちろんそれもありますよ。しかし、先ほど言いましたとおり日本国憲法の13条、14条、20条、29条などには、この税金のあり方について書かれてあるんですよ。所得の低い人には軽く、高い人には重く、能力に応じて負担をしていく。こういうことを考えれば、公平性ということはないわけですよ。ですから、その辺は十分加味していく必要がある。

私、ちょっと1点だけ漏らしたような気がしますが、この国税徴収法というのを3年がかりで作って、その中で本当に徴収法の執行に当たって多くの善良な滞納している人たちをいじめるものであってはいけないと、こういうふうに言われているわけです。徴収法の強権部分は本当に悪い一部の人たち、こういった人たちへの必要性でやむなく了解したものだという、これを民法学者の作った人たちが、こう言っているんです。「よく切れる刃は抜きたくなるが、刃の抜き方を間違えてはいけなく」と、こういうふうに指摘しているわけですが、市の職員の人たちについては、その辺についてはどう理解をしているのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほども答弁申し上げましたが、市の職員はそういった事情、滞納されている方の事情等を

相談の過程でよくお話を聞きながら、慎重に対応しているというふうに思っております。

○右山正美君

先ほど市長の答弁で、ふれあいバスの問題ですけれども、ほかのことも検証をして、いろいろ公共交通をいろんな多方面から視野に入れてやっていくということを答弁されました。やはり地形上、南北に30キロという状況から見て、やはりそういった地形的な問題、あるいは他市とのアクセスの問題など、多くの問題を抱えております。答弁があったみたいに、利用者が減ってきているんですね。同時に料金の収納も少なくなっているという現実は統計的に見ても明らかですから、やはり市民がもっともっと安心して乗れるような、そして親しめるような、そういったふれあいバスイコール公共交通のあり方を検討していく必要があると思いますが、市長の答弁どおりでいいのかどうか、最後に部長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

市長が答弁したとおりでございます。

○右山正美君

おまごバスとか、富里のバスとか、あるいはそれだけを言いますと、じゃあ佐倉はどうするんだということになりますので、3年に1回と協議会が開催されるわけですから、ぜひ、そのところで八街市の公共交通のあり方、十分検討していただきたいと、このことを申し上げて、私の質問を終わりにします。以上です。

○議長（山本邦男君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は、すべて終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日10日は、議事の都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

明日10日は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

11日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間ご苦労さまでございました。

（散会 午後 3時19分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件